

資料

アンジェロ・ピエロ・セレーニ著 『イタリアにおける国際法の歩み』(一)

森 征 一
大 森 正 仁／監訳

(解題)

本書は、Angelo Piero Sereni, *The Italian Conception of International Law* (Columbia University Press, New York 1943) (原題『国際法のイタリア的な概念』)の翻訳である。

著者アンジェロ・ピエロ・セレーニは、一九〇八年二月一八日にイタリアのローマで生まれた。一九三九年二月一六日にローマ大学法学部正教授(ordinario)後、国際法担当の主任教授(presidente)となった。その間、フ

エラーラ大学でも国際法を教えた。彼は国際法の他に、比較法も教えている。一九四三年、ニューヨーク大学で法学士号(Bachelor of Law)を取得し、一九五四年、コロンビア大学名誉博士号(honoris causa)を授与される。著者は、国際法学会の準会員(associé)でもあった。

著者は、一九世紀から二〇世紀のドイツ国際法学をモデルとしていたイタリアの国際法研究に革新をもたらした学者として評価が高い。すなわち、彼はイタリア国際法学の独自性を主張し、その体系化を図ったのである。独自性という意味では本書が、体系化という意味では、『国際法』

(*Diritto internazionale*, Giuffrè, Milano 1956 - 65, 4 voll. in 5 tomi) が代表的な著作である。著作としては、ほかに、『国際機構』(*Le organizzazioni internazionali*, Giuffrè, Milano 1959)、『国際法における代表』(*La rappresentanza nel diritto internazionale*, CEDAM, Padova 1936) などがある。

本書は、ルネサンスから第二次世界大戦に至るまでのイタリアにおける国際法の歴史とその国際法学の形成に果たした役割について叙述したものであるが、わが国においてはそのような文献がほとんど皆無であることから、本書を翻訳する意味もあろうかと思う。

本書は、監訳者が大学院で共同担当する科目「国際法特殊演習」で教材として使用し、履修者が順次輪読している。本号掲載分は、上田郁、菊地肇哉、中田達也、戸田博也、倉重奈苗、樋口圭介、山田雅一、吉川亨の諸君が担当した箇所である。

序 文

本書は、第二次世界大戦への参加にいたるまでの、イタリアにおける国際法の発展について、体系的かつ包括的に

考察しようとするものである。この問題は、従来、国際法の一般的発展との関係で考慮されてきたものである。国際法の分野に対するイタリアの貢献の重要性という観点から、本書が国際法の一般的歴史を記述するという、困難ではあるが、不可欠な課題に取り組もうとする研究者に有用な資料を提供できることを期待するものである。主眼は、現在重要な国際法の理論と制度におかれている。また、いまでは時代遅れとなっているが、過去数百年の間にイタリアにおいて独自のかつ重要な発展を遂げた、復讐のようないくつかの制度に特別の注意を払うこともあながち間違いではなからうと思う。

これまで、イタリアにおける国際法の歴史について叙述しようとしたものはなかった。したがって、本書の主要な目的は、特定の時代と制度についての今後の研究の指針として、この課題について概略することである。特定の問題についてさらに詳細な分析を行うおうとする者のために、豊富な参考文献をあげておく。

本書には政治的目的もある。バルトルスやジェンティーリからマンチーニや現代の大半の著作者にいたる、イタリアの偉大な国際法学者の著作には、深く根ざした正義や自由への愛が満ちあふれていることを示そうというのである。

また、ファシズムに関するいくつかの章では、国際法と国際関係におけるファシズムの理論と実践が、他のすべての分野におけると同様、イタリアのもっとも優れた伝統から明らかに逸脱していたことを示したいと考えている。それらの章では、さらに、国際法の分野におけるファシズムの影響への、無言の、だが効果的な抵抗が、イタリアのほとんどの学者によって続けられているということをも証明したい。このファシズムに関する章は、一九四〇年から一九四一年にかけて書かれたものである。最近の出来事は、本書のこれらの仮説を実証している。そしてまた、これらの出来事は、イタリア人の圧倒的多数の感情がイタリアの国際法学者のものと一致することをも証明している。ルーズベルト大統領は、一九四三年九月一七日の議会へのメッセージ（教書）の中で、イタリア国民の自由への不屈の愛を以下のように確認した。

イタリア国民によって与えられた連合国軍への紛れもない心からの歓迎は、広報宣伝、検閲、表現・言論の自由の弾圧を伴う、一世代に渡る完全な独裁体制下にある国家においても、自由への愛は征服できるものではないということを明確に証明した。

それはまた、その戦争がイタリア国民自身の選択によって

始められたものではなかったことを、明確に証明した。ムッソリーニの宣伝機関のすべてをもつてしても、イタリア国民をヒトラー好きにさせ、そしてアメリカ人嫌いにさせることはできなかった。ムッソリーニに対する感情を口にしなければ、結果的にはよかったのである。

イタリア国民は、その国民生活におけるこの悲劇的時期において、偉大な国民の指導者からの、この心に残る言葉の中に慰めを見出すとともに、彼らは、その言葉を自らの国家の将来についての、厳肅かつ寛大な言質と理解するであろう。

私は、私の研究に協力して下さったすべての方々に感謝の言葉を贈りたいと思う。コロンビア大学のジョゼフ・P・チェンバレン教授とフィリップ・C・ジェサップ教授、ハーバード大学のマンリー・O・ハドスン教授は、研究を続けている間、変わることなく私を励まして下さった。とくに、イエール大学のエドウィン・M・ボーチャード教授と、カーネギー国際平和財団の国際法部門のジョージ・A・フィンチ博士には、原稿をお読みいただいたうえに、その出版についても大変お世話になった。出版の費用はカーネギー国際平和財団国際法部門が負担して下さった。私は、カーネギー財団に対して謝意を表するさいに、本書におい

て検討された多くの著作家（ジョヴァンニ・ダ・レニャーノ、ベツリ、ジェンティーリ等）の著作の分析が、同財団による彼らの著作の出版を通して初めて可能となったということを指摘したいと思う。ワシントンDCのミス・マリ・S・クルーズ、ニューヨーク市のミセス・アーネステイン・ミンチロツティおよびミス・レイチェル・ミンチロツティには、英文原稿を準備するさいにお手伝いいただいた。また、私は、私の原稿を編集して、たぐい希な能力と計り知れない忍耐力で、本書の製作と索引付けを監督して下さったコロンビア・ユニヴァシテイ・プレス of ミス・アイダ・M・リンに対しては、心からの深い感謝を述べたいと思う。

アンジェロ・ピエロ・セレーニ

ニューヨークにて

一九四三年九月二二日

第一部 ルネサンス

第一章 イタリア国家の誕生

国際法に対するイタリアの最初の貢献は、イタリア国家が生まれた一二世紀の半ばに遡る。政治的には、イタリアはまだ、モザイクのようにないくつもの組織体に分割されており、相互間の紛争もしばしばであった。しかし、古代ローマの伝統や制度およびローマ・カトリック教会の二重の影響のもと、古代ローマの時代からイタリアに住んでいる人々は、当時、それ以降の移住民、すなわちアルプスの北側からきたドイツ生まれの侵入者、中世の間に船でやってきたギリシャ人、ノルマン人そしてサラセン人と一つに融合されていた。共通の言語と共通の習慣、文化、理念によって統合されたとき、イタリア国家は生まれ、その構成民族の多様性から富や文明の活力を引き出した。外国人の侵入やローマ帝国の崩壊に続いた政治的・経済的・文化的頽廃期はとうとう終わったのである。イタリアは封建制度の束縛から解放された。

一二世紀に、驚くような成功と繁栄の時代、ルネサンス

が始まった。この時期は、おそらくイタリア史上もっとも繁栄したときであり、とくに、政治的・法的側面からは、「自治の時代」として知られている。この時代は、一五五九年の「シャトー・カンブレシスの和約」の後にイタリアが外国——最初はスペインの、その後はオーストリアの支配下に入る一六世紀半ばまで続いた。

イタリアにおける国際法の初期の発展に貢献した諸要因
イタリアにおける国際法の最初の発展は、ルネサンス期
イタリアの繁栄の基礎となった地理的、経済的、宗教的、
文化的そして政治的要因と密接に関連しているので、これ
らの要因についての簡単な概説が必要である。

ルネサンスの初期においては、アメリカもオーストラリアもいまだ発見されておらず、アフリカやアジアにしても、辛うじてヨーロッパに知られている程度であった。文明世界のすべてであるキリスト教、イスラム教の世界は地中海沿岸に集中していた。イタリアは、この地中海の真中に突き出たので、この時代の文明世界の中心となる運命にあった。イタリアは、地中海沿岸に住む多様な人々の間のつなぎ役、つまり、ヨーロッパ北部諸国とスペイン半島、バルカン諸国、アフリカ、東洋の間の交通の架け橋として

の役割を演じ、均衡という自然的機能を果たしていた。

イタリアは、経済的、社会的条件により、この並外れた地理的状況の強みを十分に満喫することができた。イタリア人はいまだに政治的統合を達成してはいなかったが、すでに民族的観点からは、ヨーロッパにおける最大の同質的集団の一つを構成していた。膨大な人口とその急速な増加により、イタリアの諸国家は、母国内の人口密度への影響なく、軍事的、人口統計学的拡張という対外政策を行うことができた。

半島のどの部分においても、巨大な都市共同体が発達した。一四世紀にはミラノ、フィレンツェ、ヴェネツィアの人口は一〇万人を超えており、これはこの時代においては大変な数であった。概してかなり肥沃な土地は、効率的に灌漑されて耕作された。そこでは、当時としては十分に安全で便利な通信手段が多数存在した。天然の港は小さな船舶が容易に利用することができ、また、それらにとって安全な避難場所であったし、アルプスの多くの道は、イタリアと他のヨーロッパ諸国とを結びつけた。

進取的な市民階級の指導と、熟練職人の組合（ギルド）制度によって、イタリアは偉大な商工業の中心地の一つとなった。アルペン地域やサルディニアからは資源、アドリ

ア海やトスカーナ地方からは塩、フランス、ドイツ、フランスからは粗製の布、北部の国からは毛皮、イングランドとアフリカからは羊毛、東洋からは染料、革、そしてスパイス（薬、香水、薬剤のような）、シチリア島、アフリカ、黒海からは穀物が届けられた。イタリアはヨーロッパと東洋の間の商品貿易の中心地であった。優れた衣料や、型押しした革、武器、シルク、水晶、ヴェネツィア・ガラス、香水、薬等の多くの商品がイタリアで加工され、再輸出された。イタリア人はヨーロッパにおける主要な銀行家となり、もつとも重要な当時の金融取引に従事していた。フィレンツェ人、シエナ人、ロンバルディア人は教皇や諸君主に対して貸付けを行い、ロンドン、フランス、東洋に代理店を開いた。フィレンツェのフロリン金貨、ヴェネツィアのダカット金貨は安全と金融的安定の象徴であった⁽¹⁾。

商業的活力に推進されて、イタリアの海洋共和国は、すぐに地中海貿易の中心地となった。アマルフィとピサはルネサンスの初期に、続いてジェノヴァとヴェネツィアがバルセロナや南フランスの町を地中海貿易で追いついていった。イタリアの航海士はジブラルタル海峡を通航し、オランダ、イングランド、ハンザ同盟都市と貿易し、それをアゾレス諸島にまで拡張して、アフリカの西海岸に沿って進

んだ。

商業競争や冒険の精神は、対抗するイタリアの商業都市、バルカン諸公、異教徒に対する軍事的事業に幸いした。ルネサンス初期は、十字軍遠征の時期と重なっていた。輸送手段のほとんどを提供し、多くの戦利品への権利を与えられたイタリアの都市にとって、十字軍は利益のある商業的事業であった。このことは、十字軍の遠征やレバント一般における軍の宗教政策に対するイタリアの影響の大きさを物語っている。このため、「近東の歴史を理解する鍵は、商業的覇権に関するイタリア諸都市の競争意識にある」⁽²⁾。

ローマが教皇の所在地であったという事実はイタリアの注目すべき利点としてあげられる。キリスト教世界の統一が宗教改革によって引き裂かれるまでは、ローマ教皇は全ヨーロッパの精神的指導者であった。聖職者や君主、巡礼者、学者、芸術家、冒険家などヴァチカンと関係を持つ人々がローマへとやってきた。こうしてローマはキリスト教世界におけるきわめて知的で芸術的な中心地となった。多額の金銭が、自発的寄付と免罪符への支払いとしてすべてのキリスト教国からローマに流入した。この収入は、ほとんどもっぱら、イタリア半島内に投資され、この国を経済的にますます繁栄させた。

イタリア・ルネサンスの名声の由来である多くの芸術的文化的復興の中で、法学の開花と、とくにローマ法の復活がここでは考慮されねばならない。なぜならば、これらは国際法の発達の中で重要な役割を演じたからである。⁽³⁾ 中世の暗黒時代の間、教会と神聖ローマ帝国により維持されたローマの伝統は、ヨーロッパにおいて決して消滅したのではなかった。⁽⁴⁾ ラテン語は当時においてもなお聖職者と学者の言語であり、ローマ法自体、イタリアにおいてある程度生き残っていた。ローマ文明を共有する諸民族の間の関係を規律した普通法(共通法)は、その本質においては、ローマ法を新たな時代に適合させたものであった。ローマの法的影響は、中世にイタリアに定住した蛮族の法の法典化の中にも見ることができる。しかし古典時代のローマ法は、一般的な学問の衰退、入手可能な資料の不足、そして、もはや実効性を有しない法制度についての興味の欠如のために、中世においてほとんど知られていなかった。

中世においては、イタリアには統一的法制度は存在しなかった。ロンバルディア人、フランク人、その他のゲルマン系の侵入者は、彼等自身の法に従って生活しつづけた。ゲルマン的な属人法概念は、各個人が彼自身の民族の法によって統治されていたため、法の統合にとって大きな障害

となった。民族集団が分離しているかぎり、そして、半島の様々な地域の間や、イタリアと他の諸国家との間の経済関係がさほど発達していない間は、統一的法の必要性はイタリアにおいては感じられなかった。ルネサンスの初期における幾つかの要因がローマ法の研究と実務の復活に貢献した。第一に、古典時代への愛情が、すべての側面において人文主義者をローマ法の原典の発見と解釈へと導いた。

しかしながら、いくつかの実際の理由がローマ法の再生にとくに貢献した。イタリア国家の誕生は、この国に住むすべての者に共通な統一的法の必要性を作り出した。この法がゲルマン法を基礎とすることができなかったのはもともとなことだった。ゲルマン法は、あまりにも未発達で、イタリア人の大多数の慣習とはきわめて異質だったからである。その代わり、新しい法制度は、イタリア諸都市が、ルネサンスの間、共通の母に対すると同じように見ていたローマの古代法を基礎とするのが自然であるように思えた。

ローマ法は、裁判、公正な取引、常識について一般的に認められた原理に基づいているその制度の平易さ、明快さ、そして完璧な洗練さゆえに、また、普遍的傾向のゆえに、容易にルネサンスの新たな法制度の基礎となり、様々な習慣や文明を有する人々の間の、急速で激しい交易の要求を

満たすよう運命づけられていた。ルネサンス期においてローマ法が再生する運命に貢献したもう一つの要素は、新しい原理の妥当性と権威は、既存の原則を基礎とすべきだという、この時代特有の法の傾向である。時代の要請に適合した新たな原則は、新たな法の制定を通して導入されるのではなく、ローマ法の原典の参照によって導入されたのである。ローマ法の原典は、新たな要請に適切な原理をそれらから演繹するために、多かれ少なかれ恣意的に解釈されたのであり、それは、実際には、新たな法であった。

ローマ法研究の中心はポローニャであり、そこから、法学教育はイタリアの他の地域、フランス、その後ヨーロッパのほとんどの地域へと広がった。ポローニャでは、いわゆる注釈学派（一一〇〇～一二五〇年）が現れたが、そのように呼ばれたのは、法学研究が主としてローマ法原典の傍注、つまり注釈（*glosae*）によって完成されたからであった。この学派の創設者は、伝説的ともなっているイルネリウス（*Inerius*, 一二三〇年没?）であり、彼に続いたのが「四人の博士」、すなわち「黄金の骨といわれたブルガリウス、法律の写しといわれたマルティヌス、法律の精神といわれたフーゴ、そして自らが法律といわれたヤコブス」(*Bulgarus, os aureum; Martinus, copia legum;*

Hugo, mens legum; Jacobus, id quod ego) であった。アーズ（*Azo*）とアックルシウス（*Accursius*）もまた有名であった。さらに偉大なのは、後期注釈学者であり、彼らの中でもっとも突出していたのが、チーノ・ダ・ピストイア（*Cino da Pistoia*）（一二七〇—一三三六年）、サッソフェラート（*Sassoferrato*）のバルトルス（*Bartolus*）（一二三三—一二五七年）そして彼の弟子バルドウス・デリ・ウバルディ（*Baldus degli Ubaldi*）（一二七二—一四〇〇年）等であった。これらの学者達は、ローマ法の体系的な研究を進展させ、新たな原則と一般的な理論を練り上げること成功し、古いローマの幹から、新たな法制度を進展させることに尽くした。⁽⁵⁾これらのイタリアの法学者はたんなる学者ではなく、公的な仕事にも参加し、裁判を行い、法律家として相談を受けた。つまり、自らの時代を生き、したがって、その時代の要請を理解し、満足させようとする傾向があった。つまり、彼らは、自分たちが教えられ、精神を汲み取ったローマ法に特有な平衡や法的明確性の意味を、実践のなかで獲得した経験に結びつけたのである。⁽⁶⁾

ルネサンス期におけるイタリア諸国家の政治的發展
ルネサンスの初めにおけるイタリアの政治生活は、教皇

と皇帝の間の紛争の時代であった。イタリアを支配することが世界を支配することを意味していた時代において、教皇と皇帝は、それぞれ、古代ローマの伝統の精神的、世俗的な後継者として、イタリアの覇権を巡って争った。しかしながら、彼等のどちらも、この野心的な構想を實現できなかった。マキャヴェツリの辛辣な言葉を借りれば、教皇は、イタリアの統一を達成するには弱体でありすぎたが、他の者がそれをなし遂げるのを邪魔するには十分に強大だったし、皇帝は、彼が、憎きゲルマンの利益を代表していたという理由で、イタリア人から反感を持たれていた。ルネサンス期のはじめ、皇帝フリードリヒ・バルバロッサは、一一七六年にレニャーノでロンバルディア自由都市同盟に敗れた後、一一八三年のコンスタンツの和議によって、イタリア諸都市に対するいくつかの権利を放棄せざるを得なかった。この教皇と皇帝の争いに乗じて、イタリアの諸都市（コムーネ）は、あるときは一方に、また、あるときはもう一方になびきながら、より大きな各種の特権を奪い取ることに成功し、教皇や皇帝への依存の程度を名目的な忠誠にすぎないところまで減らして、自らの自由と自治を確立した。その結果、ルネサンスは、自治の時代と呼ばれている。イタリアの諸都市は、教皇と皇帝の支配から自らを

解放する一方で、互いにイタリアの覇権をかけて争った。結局は、トスカーナのフィレンツェ、ロンバルディアのミラノ、ヴェネツィアのヴェネツィアなどの大きなコムーネが小さなコムーネを吸収することとなった。しかし、絶え間ない闘いはイタリア諸都市の市民を疲弊させたため、彼らは、平和と秩序が保証されることを条件として、一つの有力な家族や貴族的な寡頭政治に、自らの政治的自由を明け渡し、政治を委ねた。このようにして、フィレンツェのメディチ家、ミラノのスフォルツァ家、その他の僭主制（Signorie）（領主制）がイタリアの諸都市で誕生し、彼らは、当面の目的を達成するや、ルネサンスの終わりにかけて、絶対的性格を有する大きな政治的組織、すなわち、独立したかつ世襲の君主国を築き上げることに努めた。この同じ時代に、ヴェネツィアやジェノヴァといったイタリアの大公国や南イタリアのナポリ王国が建国された。コムーネ間での一つの地域における覇権を巡る争いは、イタリア半島における覇権を巡る僭主国間、君主国間、公国間での争いに引き継がれた。競争相手の一つがうまく支配権を手に入れそうであることが判明するとすぐに、他の有力国が、自らの独立を守るために連合してその国に対抗した。勢力均衡の原則は、このようにして、ルネサンス期のイタリア

諸国の政治の基本原理となった。グイッチャルディーニは、『イタリア史』の中で、この原則の最大の信奉者であったロレンツォ・ディ・メディチは、フィレンツェの人々とともに、諸々の君主勢力の拡大に対抗して力の正確な均衡を保つことが、彼自身の権威の保証のためと同じくらい、フィレンツェ共和国の安全にとっても必要なことであると考えていた、と述べている。

奇妙に思えるかも知れないが、イタリア半島の混乱と政治的な分断は、ルネサンス期におけるイタリア人の生活に、直接、悪影響を及ぼすことはなかった。第一に、政治的な不統一は、イタリアに限った現象ではなかった。この時代、ヨーロッパの国家はまだどれも統一を達成してはいなかったのである。ドイツは言うに及ばず、フランス、スペイン、イングランドは、政治的統合のための闘争にはまりこんでおり、宗教と社会の両面における、対外戦争と内輪もめによる無秩序の中に放り込まれていた。第二に、この時代に、これほど多くのイタリアの小さな諸都市が実りある発展を遂げることができたのは、まさにこの中心的な権力が欠けていたことによるのである。ルネサンス初期には、イタリアの都市はすべて小さな国家であり、自身の商工業を基盤として、国際生活に参加したいと思っていた。都市同士の

間で実りのある競争が行われ、その競争が市民の活力を刺激して、商業分野だけでなく、文化、芸術の分野においても、個人が主導権をとることを歓迎した。このことは、イタリアのどこにも、当時の国際生活の潮流に対して閉ざされた地方がなかった理由、そしてまた、どんなに小さくても、すべてのイタリアの中心地が、経済的、芸術的、知的努力の領域において、すばらしい創造的企てをなした理由を説明する。

国際交流が活発であったことの他の重要な理由としては、イタリア諸国家の規模が小さく、とくにルネサンス初期においては、単一の都市で構成されていて、国家間の移動が頻繁に行われていたことがある。経済的、商業的關係だけではなく、個人的、家族的な性格を有する関係も、単一国家の領域内では簡単に収めることができず、国際的な様相を帯びたのである。

以上に述べたことから、ルネサンス期のイタリアの繁栄は、とりわけ、国際関係の発展によるものであるようにみえる⁽⁸⁾。このような活発な国際生活が幸いして、イタリアでは、他の国々に先駆けて国際法の制度が発展したのであった。これがまた、イタリアの諸国家に、国際社会に所属しているという直接的な意識を持たせたのであり、さらに、

国際法の諸問題について、理論的な関心だけではなく、実
 際的な関心が、他のどの国よりも早くイタリアにおいて持
 たれるようになった理由も説明する。ルネサンス期におけ
 る国際法に対するイタリアの貢献についてより詳細に検証
 してゆくにあたり、方法論上のいくつかの理由で、理論を
 実行とは別にして検証していくのがよいであろう。この時
 期においては、理論より実行がより重要な役割を果たした
 という理由で、まず、国際法における実行について述べる
 が、ルネサンス期に国際法理論の発展に対してイタリアが
 なした貢献は、決して無視することはできない。

(1) Bonfante, *Lezioni di storia del commercio*, Vol. I; Depping, *Histoire du commerce entre le Levant et l'Europe*; Doren, *Storia economica dell'Italia* (Italian translation by Luzzatto); Heyd, *Histoire du commerce du Levant au moyen âge*; Schaube, *Handelsgeshichte der lateinischen Völker des Mittelmeergebiets bis zum Ende der Kreuzzüge*; Yver, *Le Commerce et les marchands dans l'Italie méridionale* 参照。ルネサンス初期におけるイタリア人の通商への関わりについて概観するものとしては、Sapori, "Il Commercio internazionale del medioevo," 9 Archivio di studi cor-

porativi (1938), 281 ff. 参照。

(2) Fisher, *A History of Europe*, p. 239.

(3) イタリア法の歴史については Besta, *Il diritto pubblico italiano*; Calisse, *Storia del diritto italiano* (A History of Italian Law); Del Giudice, ed., *Storia del diritto italiano*; A. Pertile, *Storia del diritto italiano*; Giuseppe Savio, *Storia del diritto italiano*; Sclopis, *Storia della legislazione italiana*; Solmi, *Storia del diritto italiano* 参照。

(4) 古代ローマの中世イタリアへの影響に関しては Graf, *Roma nelle immaginazioni e nelle memorie del medioevo* あるいは Novati, *L'influsso del pensiero latino sopra la civiltà italiana del medioevo* 参照。

(5) 中世におけるローマ法の歴史に関する基本的な著作としては、第一に Savigny, *Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter*, 2d ed. をあげられる。中世イタリアにおける法学の再生の概略については、学説に関する著作では Engelmann, *Die Wiedergeburt der Rechtskultur in Italien durch die wissenschaftliche Lehre* 参照。(6) Lainé, *Introduction au droit international privé*, I, 99 あるいは Anzilotti, *Corso di diritto internazionale*, p. 35 参照。

(7) *Discorsi sulla Prima Deca di Tito Livio*, Book I,

ch. 12 参照。

(8) 国際関係および勢力均衡理論が、ヨーロッパの他の場所よりもイタリアにおいて早く現れた理由に関しては、Butler and Maccoy, *The Development of International Law*, p. 35 におけるいくつかの興味深い見解を参照。

第二章 イタリア諸国の平和的交流

ルネサンス期におけるイタリア諸国家の平和的交流の重要な特質を指摘するために、以下の分析は三つのセクション、すなわち、(a)ヨーロッパ大陸における交流、(b)海外諸国との交流、(c)海洋による交流に分けられる。

ヨーロッパ大陸における交流

一一八三年のコンスタンツの和議によって、皇帝フリードリヒ・バルバロッサは、イタリア北部の諸都市のために多くの皇帝特権を放棄することを余儀なくさせられたが、それでもまだ、いくつかの皇帝権限をそれらの都市に対して有していた。コンスタンツの和議は、それから数世紀に渡って皇帝とイタリア諸都市の関係を定める正式な法であり続けた。しかしながら、実際は、以前の特権を取り戻そ

うとする皇帝と自治の拡大を望むコムーネとの間で、まもなく激しい闘争が起こった。勝利と敗北が繰り返され、しばしば悲劇的な段階を経験した後、この闘争はコムーネ側の勝利に終わった。一三世紀の終わり頃——つまり、何人かの著述家によれば、ヨーロッパにおける独立国家の台頭を画するとする宗教改革より二世紀以上も前に——、イタリアの都市国家は、すでに、きわめて完璧な自治を獲得していた。この都市国家、つまり、実質的な権限と、近代国家のもつほとんどのすべての形式的属性を有する自由なコムーネが、一四世紀の初頭に、イタリアにおける政治的、法的機構の基本となったのである。⁽¹⁾ それらのコムーネは、彼ら自身のポデスタ (podestà) (市長) を任命し、法を制定し、その執行を管理し、裁判を行い、課税を行い、貨幣を鑄造した。コムーネは、外交関係においても自治を有していた。彼らは、在外自国民に対する外交上の保護権を行使し、条約を締結し、外交団を派遣し、自己の軍隊を持ち、戦争を遂行し、平和条約を締結した。「彼らの権利のあるものが合法的に行使されたのかどうか、また、他の権利が皇帝から奪取されたものであったのかどうかは問題ではない。実際は、⁽²⁾ それらが、継続的かつ現実に行使されるようになったのである」。ルネサンス期のイタリア諸国は、そ

の相互間の関係においても、諸外国や皇帝との関係においても、いかなる上位権力にも従属しない自治的な団体として振る舞った。言い換えれば、それらは、国際法の主体として活動したのである。

同時にイタリアの都市国家は、その従属する市民と従属領に対する権限を明確に確立した。人に対する権限については、市民権がとくに重要となった。一般に、国家の市民のみがその国の外交上の保護権によって保護される資格があった。条約を通して獲得された利益は、条約当事者の市民にのみ関わるものであった。多くのイタリア諸国において、人の地位および能力と個人の財産の分配に関する法の衝突では、当該個人の本国法が適用された。⁽³⁾外国人の能力には、数多くの制限が適用された。その結果、ほとんどすべてのイタリアの都市国家においては、その当初から、精確で細密な規則によって、市民と外国人との区別、市民権獲得の手段およびその喪失の事由が定められていた。⁽⁴⁾

領土に対する権限については、自然の国境線が容易に引けるイタリアの地理的な配置そのものと、イタリア諸国が小規模であることの双方により、諸国間の国境線を正確に確定することができた。それゆえ、当時のイタリアの状況は、国境線がうまく確定されておらず、不確実で、一般に

流動的であつた他のほとんどすべてのヨーロッパの諸地域とは異なつていた。⁽⁵⁾無数の条約と仲裁によって、国境を接する国同士の境界線が確定され、国境紛争が解決され、領土の移転が定められた。ときには、混合委員会 (mixed commissions) が、国境線を確定するために任命された。そのような委員会の一つが、一二〇一年に、ノヴァラとヴェルチエツリの間で設立されている。多くの町には、国境線の維持を責務とする司法官がいた。⁽⁶⁾国の領土には、領海も含まれるものと合意されていたが、その領海の範囲については、やや論争のある問題であつた。国の領土内に外国の影響が及ぶことは、通常、許し難いことであつた。その結果、政治亡命者の庇護権が早くから発達し、一般に、その権利は、厳格に遵守された。⁽⁷⁾

ルネサンス期におけるイタリア諸国家の活発な国際的活動の結果、イタリア諸国家間同志で、また、密接な経済的・文化的絆でイタリアと結ばれていた南フランスやダルマティアの諸都市との間で、多数の条約が締結されることとなつた。⁽⁸⁾これらの条約には、同盟条約、平和条約、休戦協定といった、政治的色彩を有するものもあつた。しかし、今日一般に知られている見解に反して、それらの条約のほとんどは、経済的・商業的交流を促進する目的や、在外自

国民を保護するために締結されたのだった。一二世紀末から、各条約当事国が、市民に対して、また、条約の相手方の商品に対して、商業上の便益や特権、関税特権、自由通行権を認めるといった商業上の事項を扱う条約が頻繁になった。一国の交通量が増すにつれ、商業上の事項について締結された条約の数が増えた。たとえば、フィレンツェは、当時、イタリア経済の主要な中心のひとつであったが、僅かの期間に以下の条約を結んだ。すなわち、一一八四年に、ルッカと、条約当事国双方が合意した金額を除き、相互的関税を定めたり、増やしったりしない約束を、一二〇四年には、フアエンツァと、フィレンツェに有利な関税の減額を、一二二〇年には、ポローニャと関税の減額を、一一七六年と一二四五年にシエナと仲裁 (arbitration) による関税の決定と通過商品の免税を定める協定を締結したのであった。⁽⁹⁾ポローニャとフェラーラの間の一一九三年の条約は、条約により関税を安定化させる最初の例のひとつである。これらの関税が適用される商品の種類について発生した疑問を解決するために、二都市の代表者からなる混合委員会が一一九四年にフェラーラで設置された。

多数の条約が、交流の自由と安全を確保するために締結されたが、これらの条約は通商の定期的な流れにとって必

要不可欠なものだった。一一五六年にポローニャとモデナは、厳粛な誓いの下で、両都市間の交流の安全を定めるための相互協定を締結した。同様の条約が、各都市の大きな同盟、たとえば、一一七四年にロンバルディア同盟によって、ポローニャ、モデナ、レッジョ、パルマ、そしてマンツォアと、また、一一九一年に、パヴィア、コモ、ローディおよびベルガモの同盟によって、モンフェラート侯と締結された。⁽¹⁰⁾条約は、たとえば、一一六五年二月二〇日のパヴィアとヴェルチェリの間の条約のような、通過中の商人と商品の保護を保証するために、また、問屋や宿屋の建設に特権が付与されるために締結されたのだった。河川航行の自由を定めた最初の条約のひとつは、ポー川に関する一一七一年六月八日の「ポー川をあらゆる人々に開かれた状態に保つことに関するフェラーラ条約 (Pactum Ferrariae de tenenda aqua Padi omnibus aperta)」⁽¹¹⁾であり、フェラーラは、ヴェネツィア、ポローニャ、マンツォア、ミラノ、モデナ、ラヴェンナに「ポー川をあらゆる人に自由に開放し、そして、それをあらゆる人々に開かれた状態に保ち、また、いかなる時にもそれを閉鎖することなく、これを信義に従い、いかなる欺罔もなく遵守すること」⁽¹¹⁾を約束した。陸上および河川の交通の安全のため

の多くの条約が、ヴェネツィアによって締結された。すなわち、一九二二年九月二一日に、ヴェローナとは、アディジェ川における輸送の安全の保証とヴェネツィア人が同ルートを通る上で被った場合の損害を補償するための条約、また、マントヴァとは、一二五七年七月一二日に、ポー川における交通で同様の保証を提供するための条約、さらにミラノとは、一二六八年一二月一〇日に、ミラノの領域内の道路を開放し、かつ安全に保つ条約などである。

領土の細かな分割、活発な交通、頻繁な人口移動、そして領域の錯綜は、しばしば国際私法と国際刑事法の問題を生じさせた。そして、それらの解決のために多数の協定が締結された。数多くの犯罪人引渡条約がルネサンス初期に交渉されたが、これらには、この事項に関する近代の条約の条項に非常に類似した条項が含まれていた。一一九一年から一二二七年の間に、ヴェネツィアはフェラーラ、ヴェローナ、トレヴィーゾ、パドヴァ、セルヴィア、ボローニヤと犯罪人引渡条約を締結した。ヴェネツィアとジェノヴァ間の一二一八年の犯罪人引渡条約は、一三〇八年に更新された。フェラーラとマントヴァは、一二九三年に犯罪人引渡条約を締結した。⁽¹²⁾これらの条約は、ときに、債務者の外国への引渡しが定められたという点で、現代の条約とは

異なっていた。たとえば、一三〇六年のヴェネツィアとヴェローナ間の犯罪人引渡条約があげられる。それは、ある状況の下では、多くのイタリアの諸国家においては、支払不能は犯罪と考えられていたからである。時には、犯罪人引渡条約は、アルプス山脈を越えた諸国家とも締結された。それらの条約のひとつで一三七六年に遡る、フランスのシャルル五世とサヴォイのアマデウスとの間で結ばれた条約が保存されている。⁽¹³⁾裁判管轄権の問題と刑事問題に関する法の衝突もまた、しばしば、条約によって解決された。ジェノヴァとピサが、一一四三年九月五日に、トゥールーズ伯およびセント・ジレと締結した条約には、窃盗または姦通等の犯罪ならびに人に対する犯罪は、その犯罪が発生した地で、その時点において有効であった法に従って処罰されなければならないとする原則が規定されていた。⁽¹⁴⁾条約の中には、民事および刑事事件における外国の判決や、破産における命令の承認を規定したものがあつた。⁽¹⁵⁾在外自国民の権利を保護するための条約が多数締結された。これらの条約は、市民権の享受や貿易を自由に行うこと、国内裁判所に訴える権利、そして外国人財産の国庫帰属法(没収権)⁽¹⁶⁾の免除を自国民に対して保証していた。在外自国民の遺産の分配や債務の取立てを迅速に処理するために特別な

法的手続が合意された。⁽¹⁷⁾

条約に定められた規則は、イタリアの諸都市を拘束する国際的規則の種類の一つを構成していたにすぎない。成文の規則とは別に、かなりの数の不文の規則もまた存在しており、これらは不文にもかかわらず、等しく拘束力を有していた。これらの規則は、とくに、外国人に対して最低基準の取扱いを与える義務や、一定の範囲で外国の法律、判決、契約および遺言の有効性を認める義務に関わるものであった。これらの規則は、本質的には新しい時代に適合したローマ法の原理に基礎を置いており、元々、イタリアの共通法（普通法）、あるいは、より正確には、神聖ローマ帝国のイタリアの部分の共通法（普通法）を構成していた。したがって、この法は、その発端においては、国際法、つまり独立した統一体の間での有効な法ではなく、イタリア諸都市が帝国に服属しているかぎりには、適用しなければならなかった帝国の都市法であった。このイタリア諸都市に共通の法の有効性は、皇帝の権威の衰えとともに失われたわけではなかった。その権威の根拠は、しかしながら、もはや帝国の優越性に基づくのではなく、イタリア諸都市の關係は、この法に基礎づけられ続けるべきであるとする、都市相互間で暗黙のうちに合意された諸都市の自由な同意

に基づくものであった。「皇帝がもはや上位者として認められなくなったとき、皇帝の地位は法にとって代わられたのである」。⁽¹⁸⁾さらに、この法は、帝国の一部であったイタリア諸都市間の關係についてだけではなく、イタリア諸都市と、ギリシヤ人のように数世紀の間、古代ローマ帝国から分離していた、あるいは、タタール人のように古代ローマ帝国の一部になったことのなかった諸国家や諸国民との關係についてもまた効力を有するということが合意されるようになった。このように、自然的衡平に基づいたこれらの法原則の内容が、原則的には変化することなく残ったとはいえ、その法原則の有効性と適用範囲の根拠は変化するにいたった。実際、それらは、国家に優位する法という性格を帯び、それゆえに、真の国際法の地位にまで高められるようになったのである。その後、それらは、様々な国家のうちに存在する自治体法の原則とは、その内容により区別されるようになり、より明確に、国家間の關係について言及するようになった。これらの原則の国際的な性格や、国家に対するその拘束力は、イタリア諸都市によって、早くから認められていた。これらイタリア諸都市の間では、外国人に対しいくつかの権利を認めることや、公共政策に反しない外国の法律、制定法、判決の有効性を認めること

を定める、諸都市の原則に優位する法が存在しているということが、一般に合意されていた。外国で行われる遺言の書式は、その遺言が行われる場所の法律が適用されるということを、イタリアの都市の裁判官が決定したとき、あるいは、外国人は正当な理由なくして、その財産や自由を奪われ得ないということをもボデスタが定めたときには、裁判官やボデスタは、彼ら自身の都市で有効な自治体法の規定に基づいて、そのように行動したのである。しかし、自分たちが制定し、適用する自治体の規則に優位し、外国人や外国人の行為に対する一定の取扱いを認める等の法律を制定する義務を様々な国家に課す、より高位の法が存在するというのがイタリア諸都市の統治者や立法者、そして裁判官の共通の意見だった。帝国が減じたときに、共通法(普通法)の一部、すなわち、外国人と外国人の行為に対する取扱いに関する部分が国際法になったという事実は、これまでしばしば見過ごされてきた。このことは、そのようにして創造された国際法の諸原則の大部分が、その後消えてしまったという状況によることは明らかである。

イタリア諸国家の国際関係が活発であったことが、常駐使節団の起源がイタリアにあることの理由である。⁽¹⁹⁾中世においては、諸外国への外交使節団の派遣が頻繁に行われた。

その結果、外国の使節団の待遇に関する多くの規則が作られ、それらの規則は十分明確で、かつ総じて守られていた。しかしながら、使節団は、一般的に偶発的な性格を有しており、かつそれは、特定の交渉または一連の交渉の実現のためだけに派遣されたが、それは、諸国民間の関係が、なお、定期的なものではなく、いくぶん断続的なものであったからである。中世末期における常駐使節団派遣への注目すべき貢献は、ローマ教皇が、様々な国の宮廷に、教皇を継続して代表する特使(教皇使節 *legati a latere*) を派遣することによりなされた。これらのローマ教皇の特使が果たした役割は、主として宗教的なものであったが、また必然的に政治的なものでもあった。⁽²⁰⁾ヴェネツィアは、とくに周到で先見の明があり、そしてまた、比較的遠いくつかの国々における莫大な商業上の利益を支配する貴族により統治されていたがおそらく、整然とした外交任務および常駐使節団制度の創設のために大きな努力をした最初の近代国家であった。ヴェネツィアの最初の常駐使節団は、はるか一三世紀にまで遡る。⁽²¹⁾ヴェネツィアは、一四世紀に、教皇庁およびもともと重要なイタリア諸国家に常駐大使をおいていた。ヴェネツィアはまた、ブルゴーニュの諸公とも定期的な外交関係を有していた。一四七八年に、モロシー

ニは、オーストリアのマクシミリアン皇帝に対して派遣されたヴェネツィア大使であった。一四七九年以降、パリには常駐大使が派遣され、一四九七年には、常駐のヴェネツィア大使がイギリス宮廷に派遣された。一六世紀においては、ヴェネツィアは、ウィーン、マドリッド、パリ、ローマに大使を有し、また、ナポリ、トリノ、ミラノ、ロンドン、そしてスイス諸州に駐在する外交官をおいており、さらに、コンスタンティノープルには、東方の業務に責任をもち、かつ、ヴェネツィアの東方地区領事が行政官 (*baglino*) をおいていた。⁽²²⁾ ヴェネツィア大使は、エジプトおよびペルシャに派遣された。同様に、一四九四年にヴェネツィアを訪れたフィリップ・ドゥ・コミン(一五一一年没)は、そこで、あらゆる諸国の代表者に会った。その他のイタリア諸都市は、すばやくヴェネツィアの例にならった。一四六〇年に、サヴォイア公は、常駐して世俗事項のほか宗教事項をも処理するよう命じて、教皇庁に使節を信任状を付与して派遣した。フィレンツェは、コシモ・デ・メディチの下で、ミラノに常駐大使をおいていた。ミラノ公フランチェスコ・スフォルツァは、一四五五年、常駐使節をジェノヴァ共和国においていた。ナポリのフェルディナンドは、同様に、イタリアの大きな国とフランス、

スペイン、ハンガリー、チュニスおよびアルジェで、常駐外交使節に代表させた。

このように、主としてイタリアに起源をもつ、外交上の手続に関する多くの実行が発達した。この実行の中には、儀礼および礼儀に関するものもあれば、一方で、実際の国際法規則に発展するものもあった。これらの規則の中には、信任状の付与の方式および外交官の法的地位の問題に関するものもあった。大使の不可侵は、イタリアでは、一般的に認められるようになった。⁽²³⁾ したがって、大使公邸への立入りおよび大使の個人的所有物への侵害が禁止された。⁽²⁴⁾ 他方、大使側の厚遇の濫用はいつさい、厳しく抑制された。一五四〇年に、ヴェネツィア駐在のフランス大使にスパイとして協力を求められた三人のヴェネツィア人が、逮捕を逃れるために公館に逃げ込んだとき、ヴェネツィア当局は、大使の犯罪人引渡し拒否にもかかわらず、犯人が降伏するまで、ためらうことなく大使館の入り口の前に二門の大砲を据えつけた。結局、この事件は、ヴェネツィアが満足する形で終わった。長い間、イタリアでは、使節の派遣中、信任状を付与されて派遣された国の費用で、大使の交通費、宿泊費および生活費を賄うことが慣例であった。このような待遇は、一二八八年に、ドゥ・アンジュ家シャルル国

王により、ナポリでフランス国王の大使に対して与えられた。また、一四七五年に、ヴェネツィア大使に対してガレアツォ・マリア・スフォルツァによりミラノで与えられた。一六世紀には、常駐使節団の利用はより一般的になってきたので、この制度は、あまりにも費用がかかりすぎるようになり、大使の到着と出発の折に、大使に対し贈り物を差し出す実行がそれにとって代わった。この頃、大使が代表する国およびその遂行する任務の重要性に应じて、彼らに階級を与えるという最初の試みがなされた。利害関係当事者が礼儀作法の細かいことに形式ばることの結果として、または、紛争のより根深い理由があることの現れとして、イタリア諸国家間に、序列の問題がたびたび生じた。それらの問題は、時に、本当に重大な政治的論争にまで悪化した。

イタリアの様々な諸国において、大使の義務および任務について明確な規則が定められた。ヴェネツィアには、この問題に関するもつとも進歩的な立法があった。はるか一二六三年にまで遡ると、大評議会の命令は、教皇庁におけるヴェネツィアの特命全権大使に、統領（ドージェ）および小評議会の命令なしに、誰であろうと、いかなる者のためにも聖職禄を手に入れることを禁止した。一二六八年に

は、大使は、受取ることが慣例となっていた贈り物を国庫に入れるよう義務づけられた。ほぼ同時期に、大使が、その帰国にあたり、上司に報告書を提出する規定が作られた。まさに、この規定のおかげで、我々は、ヴェネツィア大使の報告書が構成する政治的英知の記念碑をもっているのである。⁽²⁵⁾ また、一三世紀には、外交使節団の最大限の存続期間を定めるヴェネツィアの一連の命令が公布され始めた。最初は、四ヶ月という期間は、外交使節団にはかなり長いように思われた。一五世紀には、大使は、同じ宮廷で、二年を超える期間、在職すべきではないという規則が定められた。同世紀の終わり頃、この期間は三年に延長された。他の規則は、大使の任命方法およびその給料を定めていた。⁽²⁶⁾

ルネサンス期のイタリア諸国家では、外交活動は、芸術の域にまで高められた。最高の政治家、芸術家および学者が、外交官職に任命された。ヴェネツィア大使の報告書には、ヴェネツィア共和国の大使の洞察力、能力および政治的感覚が明らかにされている。一三世紀および一四世紀には、フィレンツェの使節のなかに、ブルネット・ラティニ、ダンテ、ペトラルカ、ボッカチオ、後にはカポーニ、グイッチャルディーニ、マキャヴェリがいた。しかしながら、使節団は、名誉というよりむしろ負担であることがわ

かった。利益の上がる商業に従事する国民は、外交使節団に任命されるのを避けようと努力した。このため、多くの国では、指名拒否を認められるわずかな条件が、明確に定められた。ヴェネツィアとフィレンツェの大使の通信の中には、限られた給料についての不満が頻繁にみられるが、彼らが書いているところによれば、給料では、彼らの使節の大変な経費に対処できないのであった。

海外諸国との交流

ルネサンス初期における北欧でのイタリアの浸透は、主に個々人それぞれの努力を通して行われており、しかももっぱら商業分野に限られていた。北欧へのイタリア人移住者は、大部分は、諸外国で成功を取めた商人、銀行業者、職人であった。彼らは、そこで、産業、貿易会社、銀行を始めた。イタリアの商人たちは、シャンパーニュ、ロンドン、フランダース見本市に定期的に参加した。このような動きの中では、領域的野心は、問題となっていなかった。

一方、アジア、アフリカ、バルカン諸国および地中海諸島に対するイタリアの経済的浸透は、ほとんどもっぱら法人を基礎にして組織されて、イタリア諸国家のより直接的介入によって支えられ、最終的には、一連の領域取得に

たった。より大規模な拡張の時期に、イタリアの海洋都市は、レヴァントとの貿易を独占しようと努力し、企業の植民地移住を促進して、探検隊や隊商によって東洋に浸透し、アジアやアフリカの中央部にまでいった。ヴェネツィア人のマルコ・ポーロは中国まで旅行し、一方、ジェノヴァ人は、サハラ砂漠そしてスーダンを横断して、一三三六年には、中国北部に居留地を確立した。商業上の利益を保護するために、イタリア諸都市は、必要なときには、軍事的企てに頼った。

一二世紀初めから、条約の緊密な網が、イタリア沿岸の諸都市をバルカン諸国、黒海、アゾフ海、および地中海沿岸のアジア、アフリカの支配者 (potestates) と結び付けた。²⁷⁾

アマルフィが交渉した諸条約については、ほとんど知られていない。ピサが締結した条約に関わる、より正確な情報を利用できる。ピサの貿易は、多くは、地中海地域の中・部および西部で発展した。とくに発展したのは、ピサが一五四年の通商条約で結ばれたエジプトとの通商であった。一一七三年に、スルタンIIサラディンとピサとの間で条約が締結された。一一七五年に、ピサは、バビロン(カイロ)のスルタンと条約を締結した。ピサがフィレンツェに

併合されたとき、複数の新しい条約——とりわけ一四二三年のもの——が、フイレンツェとエジプトとの間で締結された。チユニスとの一二三〇年、一二六四年および一三九七年のピサの条約の原典がまだ残っている。一一三三年にピサはモロッコと条約を締結した。また、ピサのビザンティウムとの通商関係は非常に活発であり、アレクシウス・コムネヌス皇帝との一一二四年の条約が生まれ、ピサの貿易は黒海にまで広がった。しかしながら、ピサは、一二八四年に、メロリア海戦でジェノヴァ人に敗れたので、勝者のために、黒海でのその貿易を放棄しなければならなかった。

とくに重要なのは、ヴェネツィアとジェノヴァの発展である。ヴェネツィアとビザンティウムとの通商関係は、ヴェネツィアのまさに誕生にまで遡る。一一世紀の終わりに、皇帝アレクシウス・コムネヌスは、ルーマニア（これは、ビザンチン帝国のヨーロッパ領に与えられていた名である）において、ヴェネツィア人の貿易について、すべての関税と賦課金を免除し、ヴェネツィア人に対して、地域管轄権から免除した。一一七四年には新たな条約がヴェネツィアと皇帝エマヌエル・コムネヌスの間で締結された。ビザンチン皇帝との関係におけるヴェネツィア勢力の最盛期

は、第四回十字軍の時代であった。この事業、つまり十字軍の成功は、主に、その大艦隊を提供したヴェネツィア人に帰するところが大きかった。一二〇四年に、十字軍はコンスタンチノーブルを襲撃し、ビザンチン帝位にラテン人の王朝をおいた。ヴェネツィアに対しては、ビザンチン帝国の八分の三にあたる土地が割当てられた。こうした領土獲得の結果、ヴェネツィア統領は帝国の四分の三の領主の肩書きをもつこととなった。もともと、ヴェネツィアは、割当てられた土地のすべてを、実際に、かつ直接的に占有したというわけではなかった。ヴェネツィアが占めたのはアルバニアのデュラツォ、エーゲ海のさまざまな港と島、およびコンスタンチノーブルの都市の八分の三であった。ヴェネツィアは、コンスタンチノーブルに、一種の統領職である執政官 (balli) をおいたが、これは、ヴェネツィアの統領と同様に、統治において、小評議会と大評議会により補佐され、民事・刑事事件を扱う裁判官、財政を担当する大臣、そして国庫に関する紛争を解決する役人を擁する役職であった。ラテン人の教階制の頂点に立つ総大司教 (Patriarch) は、同様にヴェネツィア人であった。ヴェネツィアに与えられた領土の一部は、ヴェネツィア人貴族に対して割当てられ、彼らは、それをヴェネツィア政府の従

属物として領有した。ラテン人君主は、さらに、帝国の他の地域においてもヴェネツィア人に特権を与えた。しかしながら、そうした特権は、ラテン王朝が退位させられ、ギリシヤ人のパレオロギ朝にとって代わられた一二六一年には、重大な危機にさらされることとなった。ギリシヤ人王朝の成功は、ジェノヴァ人の援助によるもので、ジェノヴァ人には、報酬として例外的な厚遇が与えられた。それにもかかわらず、帝国中におけるヴェネツィア人の通商は、一二六五年には新君主であるミカエル・パレオロゴスが、ヴェネツィア人に対し、彼らの以前の特権の大部分を回復させるほど重要なものであった。こうした特権は、彼らの後継者たちによって、一四五三年に東ローマ帝国が崩壊するまで更新されていった。トルコ人がコンスタンチノープルを陥落させたとき、ヴェネツィア人はビザンチン帝国を援助したことで迫害された。ヴェネツィア人のベイリフは死刑にされ、五〇〇人のヴェネツィア人が投獄された。しかしながら、その翌年には、ヴェネツィアとマホメット二世の間で、アドリアノーブルの条約が締結された。この条約により、ヴェネツィア人に新たな特権に関する合意 (*capitulation*) が与えられることとなる。なかでも、この条約は、スルタン支配下の国における、ヴェネツィア人ベイ

リフのヴェネツィア人に対する管轄権を認めるものであった。⁽²⁸⁾とはいうものの、イスラム教徒の侵入は、東地中海におけるヴェネツィア人の衰退の始まりを示すものではあった。トルコとの一四七九年の新条約は、以前のもののほどヴェネツィア人に対して有利なものではなかった。その後の一五三九年の条約においては、ヴェネツィアは、いくらかの領土の譲渡をしなくてはならず、また、貿易にとつてかなり不利な条件に应じなくてはならなかった。

ヴェネツィアは、シリアとパレスチナのキリスト教の諸侯たちと一一〇一年、一一二三年、一一三九年に、ベイリートとは一二二一年に、そしてラテン人諸侯の没落の後、シリアとアレツポのイスラム教君主と一二二九年に、さらにヤッファのエミールと条約を締結した。ヴェネツィアは、聖地への巡礼者が下船する中心地だったヤッファ港における特権を享受していた。ヴェネツィアは、キプロス島との一三〇六年、一三二八年、一三六〇年の条約によって特権を獲得したが、この島は、最終的には、一四八九年、最後の女王、キャサリン・コルナロによる譲渡により、ヴェネツィア人の統治下におかれることになった。また、一三〇三年にはトレビゾンデ、一二〇一年と一二四五年、一三〇七年、一三二一年、さらに一三三三年には、ラテン人諸侯

に治められていた小アルメニア、そして一四世紀にはトウリスのタートル人、一三三三年、一三四七年、一三五八年にはアゾフ海沿岸のタナのタートル人、一三八三年には黒海のサラディアの君主、また、一三五二年にはブルガリアのザゴラの皇帝と条約が締結された。ヴェネツィアは、エジプトと一連の条約を締結したが、そのなかでは、一二三八年の特権に関する協定が何度か——一三〇三年、一三五五年、一三六一年、そして一三八八年に更新されている。

エジプトに対するヴェネツィアの影響力の衰退は、ヴェネツィアにとって次第に有利でなくなっていくその後の条約の規定によって明らかにされる。たとえば、一五一二年の条約の規定は、従来の条約の規定に比べ、明らかにヴェネツィアにとって屈辱的なものである。ヴェネツィアは、その通商がとくに盛んだったチュニスと、一二五一年、一二七一年、一三〇五年、一三一七年、そして一三二〇年に条約を締結した。一三二〇年の条約は、内陸に向かうヴェネツィア人の隊商の安全を保証するものであった。一三五六年にはトリポリと結んだ条約があった。

地中海貿易におけるヴェネツィアの主たる競争相手であったジェノヴァもまた、ビザンチン皇帝と様々な条約を締結しているが、一一四二年にヨハネ・コムネヌスと、一一

五五年にエマヌエル・コムネヌスと、そして一一八八年と一一九二年にはイサク・アングルスとのものがそれである。ギリシャのパレオロギ朝は、ジェノヴァ人の力を借りて王位を獲得したので、一二六一年に、ジェノヴァ人に帝国内での特権的地位を与えることでこれに報いた。最初のギリシャ人皇帝であるミカエル・パレオロゴスは、一二六一年の条約により、ジェノヴァ人に黒海での貿易の独占権を与えた。さらに、コンスタンチノール都市のペラ（もしくはガラテア）地区全体はジェノヴァ人の排他的な占有と管理のもとにおかれたが、ジェノヴァ人は、この地域を高い壁で囲み、ジェノヴァ人勢力の衰退を示すイスラム教徒の侵入があるまで、その支配権を維持することができた。ジェノヴァもまた、シリアのキリスト教諸侯と、そして、一二一八年、一二三二年、一二三三年、一二九一年にはキプロス王国と様々な条約を締結し、またカンディア（クレタ）とも条約を締結したが、ヴェネツィアの反対にない、領事職のみを獲得することができた。ジェノヴァ人は、一三一二年の条約によってトレビゾンデにおける法的特権を得た。そしてこれは、この世紀の終わりに向けて増大していった。アルメニアにおいては一二〇一年、一二一五年、一二八八年の条約によってそうした特権を得たのであった。

ジェノヴァはその他にも条約を締結した。すなわち、ブルガリアと一三八七年に、エジプトと一二九〇年に、トリポリと一二一六年に、チュニスと一二五〇年、一二七二年、一四三三年に、ビシニアと一三八七年におけるものがあり、さらに、セウタとモロッコとのものがある。ジェノヴァは、スペインのキリスト教の国王からも特権を勝ち取ったが、もつともこれは、アジアやアフリカで得たものよりは重要でないことが判明している。一二世紀の前半に、ジェノヴァは、スペインのアルメリアの町を手に入れたが、これはジェノヴァ人のある一族に封土として与えられ、これはさらに、トルトサの町の三分の一の占有権となったが、後にバルセロナ伯に売却された。後に、カタロニア勢力が地中海のこの地域に起こってきて、ジェノヴァ人と張り合うようになった。

タタール人諸侯と締結した協定によって、ジェノヴァ人は、黒海において絶対的な優先権をもつ立場を享受した。クリミアのハンと一三八〇年に締結した条約は、ジェノヴァ人が一三世紀にクリミアに建設した都市カッファ市に最大の特権を認めるものだった。この都市は黒海の主要な市場と貨物集散地となり、その地域でのジェノヴァ人貿易がもつとも栄えた中心地であった。カッファには、クリミア

沿岸の黒海におけるジェノヴァの占有物を統括する役所である、ガザリア公館 (Uffizio di Gazaria) が置かれた。

これら占有物には、居留地だけではなく、紛れもなく植民地である、近隣の広大な土地も含まれた。ガザリア条例 (Statutes) として知られる特別なジェノヴァ人の法典が、東方のジェノヴァの植民地に適用された。この地域におけるジェノヴァ人の裁判は非常に評判が高かったので、タタール人たちは、自分たちの法的な紛争をジェノヴァの裁判所に委ねることを好んだ。こうして、タタール人同士の紛争を判断するための「カンパーニャ公館 (Uffizio della Campagna)」という、特別の司法職がカッファにおかれた。一四七五年のマホメットによるカッファの征服にともない、これらの地域のジェノヴァ人の支配は幕を閉じた。東方の国とのその他の条約としては、アンコーナやシチリアの様々な町と交渉されたものがあつた。

イタリア諸国家が東方の主権国と締結した条約は、東方におけるイタリアの拡大に、その始まりから衰退まで適用された国際法の特別な規則の、正確かつ完全な全体像を表すものである。この衰退は、一五世紀に向かう頃、一連の要因によって起こるが、とりわけ重要なのは、フランスとスペインに起こった競争、地中海から他の地域への貿易の

移行、それにイスラム教徒の侵入であった。

これらすべての条約の目的は、本質的に類似しているもので、それらの規定もまた、通常、よく似ている。それらとはとくに以下のことを規定していた。

(a) 経済、通商上の特権の付与——イタリアの都市に対して、契約の相手方当事国の領域において、貿易を行う権利が認められた。この権利は、ときには独占という形態で、またときには、他の外国人に関する特別な特権という形態で、そして稀に、彼らと対等な関係で与えられた。さらに、人、輸入品、輸出品に対する税金の免除や軽減もしばしば認められた。

(b) 海賊行為と海賊への援助の相互禁止——一般的に信じられていることは違って、こうした規定は、サラセン人海賊からイタリア人を保護するためにのみ設けられたのではなくて、むしろ、大部分は、イタリア人海賊からサラセン人を守るためのものであった。サラセン沿岸で海賊行為を行ったのは、実際には、主に、イタリア人船員であった。

(c) 難破船に対する権利の制限

(d) 個人の責任の確立——不法行為がイタリア都市国家の市民によってなされた場合には、有責者のみに責任があ

るとされた。イタリア都市国家の善良な市民たちは、これらの行為に対し責任を負うとはされなかった。このような規定は、報復行為の防止の目的で制定されたものである。

貿易の継続を確保するために、一二六四年三月二五日にピサとチュニスとの間で締結されたものなどの条約のなかには、いかなる理由があっても、契約当事国の船舶は留置され得ないことを規定しているものもあった。個人責任の原則がとられなかった条約はごく少数しかない。ピサの勢力がすでに衰退していた一三九七年に、ピサとチュニスとの間で締結されたものなどである。この条約の第二六条は、ピサの領事または領事たちは、スルタンの領地内の者に対してピサ人が与えた損害について責任を負うと規定していた。⁽²⁹⁾

(e) 領土に関する特権付与——東方のほとんどの国には、イタリアの市民とイタリア諸国家の保護を受ける人々の人口稠密な植民地があった。商業および防衛という理由のために、また、その他の住民の宗教、言語、習慣の違いのために、これらの人々は同じ地域に住む傾向があった。一連の条約によってイタリア諸国家は、国民のために、特別な領土上の特権付与を獲得しようと努めた。なかでもこれらの特権付与には、教会、商館 (condaco) (事務所および

倉庫)、そして一般的には噴水、パン屋、公衆浴場を建てることのできる広い土地の許与が含まれ、それらは貿易共同体の要請に備えるものであった。ときに、このような特権付与は、コンスタンチノーブルでヴェネツィア人やジェノヴァ人に与えられた地区のように地区全体、カッファのように都市全体に関わるものであった。一三世紀初頭に、ジェノヴァ人は、アーサル、カエサレア、そしてアクレの聖ヨハネスの三分の一をポールドウィンから獲得した。同時期に、ピサ人は、ヤッファに一地区を獲得した。一三三年、ヴェネツィア人は、シリアのタイヤ市の三分の一の土地を獲得した。イタリア人地区は、理論的には現地政府に服したが、広大な自治権が認められた。すべての意図および目的に照らして、住民はほとんど専ら自国の現地領事の管轄権に服し、領事は当該地域内における広範な行政上、政治上の権限を享受した。当時ファットリア (attorie) と呼ばれていた、これら東方におけるイタリアの諸都市の在外商館は、一九世紀から二〇世紀に東洋において西欧勢力が獲得した「居留地」の直接の先駆けをなした。さらに、ジェノヴァはクリミア、そしてヴェネツィアはバルカン半島のそれぞれ広大な地域に、自都市の直接の支配権を行使した。これら領土の政治的体制は、支配しているイタリア

諸都市に政治的に完全に依存していたので、また、これら領土には、民族的に様々な住民が居住していたので、イタリアの領域地区とイタリア諸都市の関係は、近代の植民地とその母国の関係に類似していた。³⁰⁾

(f) 個人の特権——実際には、条約はすべて国庫帰属法の免除をイタリア諸都市民に認めていた。死亡した場合、不動産はその地方の領事が同胞により管理された。さらに、イタリア都市民には、地方税および裁判権の免除が付与されていた。司法に関する事件については、ほとんど専属的に彼ら自身の都市の領事の管轄であった。

(g) 領事の承認と権限——ほとんどすべての条約は、領事の設置を規定しており、領事には広汎な権限が委ねられていた。ルネサンス期にイタリア諸国家が国際法の発展に對してなしたもつとも大きな貢献の一つは、領事制度の発展からなっている。³¹⁾ 貿易上の理由から外国に定住したイタリア国家の市民達は、移住した国々に、母国と類似の制度を作る傾向があった。こうしてイタリア人達は外国で同業者組合を作り上げ、その頭には選出組合長 (consules electi) と呼ばれる長が選ばれ、彼らはとくに組合員間の裁判を行う任務を担った。こうして、イタリア諸都市の領事は西部、とくにフランス、イギリス、およびスペインに

置かれた。しかしながら、レバントにおいて、領事制度はとくに重要となった。その理由は、イタリア人の利益がそこではより大きく、また、現地当局により領事に与えられた権限が、西部諸国におけるよりも強かったからである。レバントにおいては、イタリア人領事達は、次第に現地の共同体構成員によって選ばれなくなっていくた。その代わり、領事は、外国における自国民保護のために母国から派遣された。これら派遣領事 (consules missi) は国家の機関であり、それ故にその法的性格は、近代における領事のそれに類似した。それらの行政上の機能に加えて、近東のイタリア諸国家の領事もまた、外交上ならびに司法上の活動を遂行することを要請された。まずアマルフィ、次にピサ、ジェノヴァ、ヴェネツィア、そしてその他のイタリアの海洋都市は、近東のほとんど全地域に領事を置いていた。これら領事職は、とりわけ、自国民の身体と財産の保護のみでなく、⁽³³⁾ 現地当局との政治的接触の維持についての責任も有する政治的機関であった。この目的のために、多くの条約が、地方の元首を一定間隔で訪問する権利——今日、最高位の外交官にのみ限られる特権——を領事に付与していた。一般に、領事は、任地にいる自国民の間の民事事件について、専属的管轄権を付与されていた。その管轄権は、

自国民と、他国民の間の訴訟にまで拡がり、ときに自国民と、他国民で本国にいる者との間の訴訟にさえも適用された。これら領事は、時折、刑事事件において、とくにあまり重要でない事件において、自国民に対して管轄権を行使した。植民地の共同財産の管理もまた、領事に属していた。さらにこれら領事は、今日でさえ、次のような種類の担当官に属している機能を果たしている。すなわち、公証人として活動し、故人の財産を管理し、さらに、船舶の難破の際に援助を与えたのである。領事の数や任命、報酬、ならびに、手数料や税金を集める権利、そして、部下を任命する権利を定める詳細な規定があった。また、領事間には、ある種の階層制度も存在した。例えば、クリミアの東の黒海周辺のジェノヴァ領事達はカッファの総領事に従属していたし、一方クリミア西部の領事達はペラの総領事に従属していた。一五世紀末から、ヴェネツィアが任命した、イスラム教徒に征服された国々への領事達は、コンスタンチノーブルのヴェネツィア人行政官に従属した。

一五世紀の終わり頃には、イタリア諸都市における領事職の重要性は衰退し始めた。これは、ある意味では、それまで領事達が排他的に行使していた外交的機能を担う常駐公使館員の出現という理由によるのであるが、しかし、と

くにそれは、近東におけるイタリア貿易の衰退が理由であり、その衰退により、イタリアの在外商館が徐々に消えていったためである。イタリア領事の権威の失墜は、イタリア諸都市の権限の減少を雄弁に物語るものである。コンスタンチノープルが奪われたとき、ヴェネツィアの執政官は処刑された。一四六四年、アレクサンドリアのヴェネツィア人領事は報復措置として投獄され、一四七三年には、ダマスカスのヴェネツィア人領事には鞭打ち刑の宣告がなされた。

国家組織の弱点と、個人と国家の間の強力な中間的制度の存在が、当時、いくつかの特異な国際法制度がイタリアにおいて発展した理由である。イタリアの小国家は、新しい領土の征服や、すでに征服した領土の保全のために、必ずしも、自国軍隊を直接に派遣する状況にはなかった。したがって、これらの諸国は、その目的を達成するために、自国民によって結成された民間組織の主導を奨励した。ヴェネツィアでは、そうした団体は、一般に貴族一門によって発起されたが、彼らの周りには商人、職業軍人、顧客、友人、使用人、そして投機家がとりまいていた。一二〇四年にヴェネツィアは、モンフェラート侯からカンディア（クレタ）を獲得したが、それを直接に支配せずに、大き

な特権がヴェネツィア人に付与された。彼らは居住のためにそこへ出向き、その防衛の準備を請け負ったのである。貴族と平民からなる百の家族が島に定住したが、これは、人口移動による植民地化についての最初の近代的例のひとつである。³⁴一二〇七年より後、ヴェネツィアは、勝利に終わった第四次十字軍の時代から戦利品としてヴェネツィアに属していたエーゲ海の諸島と諸港の直接統治を保証できなかったため、これら諸島のいくつかにおいて、多数のヴェネツィア人貴族に定住権を付与し、また、彼らに対して一定の主権的権限を与えもした。マルコ・ダンドロはアンドロスに、マルコ・サヌードはナクソス、パロス、メロス、レムノスに、といった具合である。こうして、いくつかの点では、ヴェネツィアへ従属しながらも、大いなる自治を享受する小さな貴族の君主国が形成された。これらのヴェネツィアの諸君主国の法的地位は、当時、国際法上の主体と独立国の一部であつたいくつかの団体との間の区別が今日ほど明確ではなかったという事実から、確かめることは困難である。当時の独立国には、地方分権がかなり行われていたので、それらの地域のなかには、実際、国際法上の主体に属しているのと同じ権限を享受している地域もあった。一方、国際法上の主体のなかには、今日では国際法上

の主体の地位とは相容れないと考えられるような忠誠という絆によって、他の主体に従属しているものもあつた。しかしながら、これらのヴェネツィア貴族の君主国の多くを、国際法上の主体として分類するのがより正確であろうと思われる。なぜならば、それらは、今日では条約の締結、自国通貨の発行、および自国軍隊の維持といった、国家の排他的特権とされる多数の権利を行使していたからである。それら君主国のヴェネツィアへの従属は、一九世紀におけるドナウの諸君主国とオスマン・トルコ帝国の間に存した隷属的地位にたとえることができる。ヴェネツィアの諸君主国のいくつかは、一五世紀の終わりまで続いたが、これらは、この時期、イスラム教国という満ち潮によって次第に沈められていくのである。

ジェノヴァでは、しばしばマオナ (maona, e) と呼ばれるこれらの植民事業団体は、より明確に、商業的で法人的な基礎の上に設立された。オランダ、フランス、イギリスが、植民地領土の経済的發展のために許可された商事協会を設立することによって、民間の主導を鼓舞しようと試みるずっと以前に、ジェノヴァはすでに、最初の植民会社を創設していたのである。⁽³⁵⁾ 様々な植民地事業の合併を通して、ジェノヴァでは、一四〇七年にサン・ジョルジョ銀行

(Banco di San Giorgio) が設立され、その株式資本は、民間人が所有する株式に分割された。銀行に対する様々な負債の支払いにあたり、ジェノヴァ共和国は、カッファと黒海沿岸のその他の植民地の管理を銀行に引渡した。こうして銀行は、当時のもっとも強力な制度の一つとなり、広大な領域の支配者となつて、その排他的政治権力をそこに對して行使した。銀行はそれらの領域のための法を制定し、裁判を行い、役人を任命し、また、戦争の権利を行使しさえした。そして銀行は、イスラム教徒に対して、ますます頻繁に戦争の権利に訴えざるを得なくなり、とうとう、最終的にはその権限が使い尽くされて、その領土が減少していったのである。

一三四六年に、キオス島はジェノヴァの提督によつて征服された。遠征の資金調達は私人が行つたが、共和国は投資された額に見合う利益を保証した。キオス島は、遠征に出資した者たちの委員会によつて設立されたマオナ協会 (Istituto dei maonesi) に譲渡された。譲渡協定においては、共和国は、元本の償還をなすことによつてキオス島を買い戻す権利を有すると規定された。しかしながら、この権利が行使されることはなかった。したがつて、この島の統治権はマオナの支配下に留まつた。マオナはまた、サ

モス、パトモス、イカリア、プサラそしてテネドスを征服したが、最終的には、一五一六年にトルコの急襲に屈服した。

この時代には、海賊行為と合法的な軍事行動を区別することは必ずしも可能ではなかった。なぜならば、市民からなる団体が、海外への正規の軍事的遠征を請け負うために組織されたこともあったからである。最初のマオナはセウタ征服のために一二三四年にジェノヴァで設立された。この征服は、一二三六年に、およそ一〇〇隻のジェノヴァ船による干渉を行い、良好な結果に終わった。

東方との貿易はイタリア諸都市の富の主な源泉の一つであった。このことは、イスラムの進攻の後でさえ、また、繰り返しイスラムとのあらゆる取引を禁止しようとし、あるいは、少なくとも、この貿易によって戦時物資がトルコに到達するのを防ごうとした教皇の抗議や禁止にもかかわらず、なぜこの貿易が続けられたのかを説明する。一一七九年の第三次ラテラノ会議では、異教徒との、鉄、クギ、兵器、麻くず、ケープル、材木、あらゆる種類の船舶の貿易が禁じられた。一二一五年の第四次ラテラノ会議ではこの禁止が更新された。一二三〇七年にクレメント五世は、輸出品の価値と等しい罰金をローマ教皇庁会計 (Apostolic

Chambers) に支払うように定めて、異教徒とのすべての貿易を禁じようとした。一五九五年になっても、クレメント八世は、別の試みによって、イタリア人が異教徒と貿易をするのを禁止しようとした。教会がこのように繰り返し禁止し続けたことで、それがあまり守られなかったということが判る。⁽³⁶⁾ 実際、一五世紀の中頃までのイタリアとイスラム諸国との関係は、十字軍にもかかわらず、比較的友好的であった。この証拠として、無数の条約が締結されている。

とくに、イタリア諸国が、多かれ少なかれ、キリスト教国との間で締結された協定と同様の法的価値を、イスラム教の君主との間に締結された協定に与えていたことは強調されなければならない。このように、後者は拘束力のある国際的な行為と考えられていた。イスラムとの協定が破られることがあったのは事実であるが、協定の同じような違反は、当時、キリスト教国家との間でもあったし、今日でもある。

近東においてイタリア諸国家に与えられた特権付与は、一般に、その内容のみならず形式の点からしても、国際的性格を有している双務的な行為によって根拠づけられていた。特権付与は、国内的法律文書として東方の君主から与えられる一方的な特権の形式で与えられることもあったよ

うである。これらの文書は通常、いくつかの章（capitula）に分けられ、その章は、イタリア人からの特権付与の要請と、東方の君主によるその付与からなっていて、明確に定義された拡張内容または制限内容を伴うこともあった。この公式な性質から、この協定は「特権に関する協定（capitulations）」として知られていた。これらの文書は、国内的立法行為の性質を帯びているように見えても、実質的には国際的な協定であった。そして、それらはさらに、形式においても、徐々に国際的になっていった。一二三八年にヴェネツィアとエジプトのスルタンであるアディル三世との間で締結された特権に関する協定や、マホメット二世が一四五三年にジェノヴァ人と、一四五四年にヴェネツィア人と締結した特権に関する協定は、どの面から見ても国際条約である。このように、国際的協定の性質を有する最初の特権に関する協定は、イタリアに起源をもつのである。³⁷ フランスのフランシス一世とスルタン・スレイマンとの間で一五三五年に締結された特権に関する協定が、このような種類の最初の国際的合意であったという、多くのフランス人の学者が支持する見解は、歴史的事実に根拠づけられていないように思われる。

海洋による交流

ルネサンス期におけるイタリアの繁栄は、とりわけイタリア諸都市の海上貿易への積極的な参加による。その恵まれた地理的な位置を利用して、イタリア諸都市は、イタリアと地中海沿岸の国々との間の海上貿易の発展を促進しただけでなく、イタリア以外の地中海諸国との貿易をも、直接、支配しようとした。海軍力の優越性を示すためには、イタリア諸都市は、マジオルカからコンスタンチノーブルまでの、そして、南フランスの海岸からバール海岸までの地中海にくまなく、遠征艦隊を派遣することを躊躇しなかった。フランスやスペインの諸都市の海上活動が搖籃期にあったルネサンスの初め頃、イタリア諸都市は、少なくともある意味では、その野心的計画を実現するのに十分な経済力と軍事を有していた。

明らかに、この時代の国際海事法の発展に対するイタリアの貢献は、地中海における航行の一般的状态と、イタリア諸都市の野心の影響を受けている。航行の自由は、実際には、当時、地中海においては知られていなかった。地中海における慢性的な戦争状態、軍艦と商船の区別の難しき、海賊行為と私的拿捕の横行は、航海を極めて危険なものにしていた。海上で遭遇する外国船が敵船として取り扱われ、

可能な場合には拿捕されることがあったのは、それを阻止する明確な国際的協定のないことによるものであったと言っても過言ではない。そのような状態において、海洋法を作り出したものは力のみであった。これが、国家が事実上の支配権を行使することができるとする海岸に続く地帯が、その領土の一部として考えられるようになった理由である。その後、その範囲については完全な合意はなかったといえ、領水の存在が、イタリアにおいて一般的に受け入れられるようになった。バルトルスの教えの後の長い間、イタリアにおける領水の範囲は一〇〇マイルと考えられていた。⁽³⁸⁾しかしながら、イタリア諸国の中には、その適正な意味における領水の限界を超える地中海の水域に、その管轄権を拡張しようとしさえするものがあつた。ピサは、その勢力の最盛期においてティレニア海に、ジェノヴァはリグリア湾に、ヴェネツィアはアドリア海に支配権を主張した。ヴェネツィア人は、数世紀にわたり、外国戦艦はアドリア海を航行できないこと、および、外国の商船は利用税を払うべきことを主張した。イングラント王がイギリスの海の王であるのと同様に、ヴェネツィアの統領はアドリア海の王であると、教皇庁への巡礼者であつたイギリス人僧侶が三三四年に書き残している。アドリア海におけるヴェネツィ

アの排他的支配権は、神聖ローマ皇帝オットー四世とヴェネツィア統領との間の一二〇九年八月一八日の条約においてすでに認められていたが、この権利は、神聖ローマ皇帝フリードリッヒ二世とヴェネツィア統領との間の一二二〇年九月二〇日の条約において再確認された。⁽³⁹⁾地中海におけるすべての海上勢力は、多かれ少なかれ、進んでヴェネツィアのアドリア海支配を認めるようになった。一四七八年と一四七九年になつても、皇帝フリードリッヒ三世は、ヴェネツィア湾を通じてアブリアから麦を輸送するために、ヴェネツィア統領の許可を求めなければならなかつた。

一六世紀において、サヴォイア公はニース近くのヴィルフランシュ(Villefranche)市から一〇〇マイル未満の水域を通航する外国船舶に対し、税の支払いを強要した。この利用税は「ヴィルフランシュの権利」と呼ばれ、その徴税は、しばしば、諸外国、とくにフランスとの紛争を引き起こした。⁽⁴⁰⁾

海上における支配権と利用税の主張は、きわめて激しい反対に合うこととなつた。しばしばこの抵抗は、特定の水域において自身の排他的支配権を押し付けるほどには強力でない国々によつて起こされたし、それゆえに、それらの国は、あらゆる者に対する海の自由を唱えた。ヴェネツィ

アがアドリア海における自らの支配権をローニャに認めさせたのは、ボローニャとの苛酷な闘争を経た後に初めてなされたことであつた。一二二六年に、ヴェネツィアは、この支配権を強制的に認めさせるために、アンコーナを封鎖した。他の時期には、反対は教皇から起こつた。教皇は、キリスト教国の擁護者として、海洋のいづれかの部分が一国民によつて排他的に支配されることに反対したのである。教皇は、海洋はあらゆる人に共通のものであるというローマの原則を再確認しようとした。一一六九年一〇月一日、教皇アレクサンダー三世は、ジェノヴァの領事に、「異教徒でさえ要求しようとはしない海上の所有権を、このように君たちが要求することは適切ではないが故に」⁽¹¹⁾、モンペリエの市民の航行の自由に干渉するのをやめるようにと勧告する書簡を送つた。しかしながら、弱小都市や教皇の反対は効果的ではなく、ついには、大きなイタリア海洋都市は、彼らの特権を強制するほどに強力になつた。ユリウス二世が教皇位にある間、教皇庁は、その臣下の船舶がアドリア海を自由に航行するために、ヴェネツィアと条約を締結せざるを得なかつた。

地中海の多数の海域に排他的支配権を主張するほかに、強大なイタリア諸都市はまた、弱小な諸都市の海上貿易を

制限しようとした。これは、一二世紀に、南フランスの海洋都市に対抗して、ジェノヴァにおいて取られた政策であつた。一一四三年の条約により、ジェノヴァは、モンペリエから、モンペリエの船舶はジェノヴァより東に航行しないという約束を取りつけた。一一七四年に、ジェノヴァは、トゥールーズ伯レイモンド五世から、ラ・トゥルビ(Turbie)とナルボンヌからの海上貿易の独占権を獲得した。一一七五年、ジェノヴァとピサの和平条約は、南フランスの港におけるピサの海上貿易に制限を加えた。一二世紀に、アルとサン・ジール(St. Gilles)は、ジェノヴァに、東方との直接交通を巡礼者輸送のための船舶に制限させざるを得なかつた。ナルボンヌは、ジェノヴァとの一一六六年の条約に基き、毎年、聖地への巡礼船を一隻だけ送ることを許された。巡礼者は、航海中の生活に必要な分を除いては、物資を携帯することを許されなかつた。⁽¹²⁾南フランスの海上貿易におけるジェノヴァの独占が崩れたのは、ピサとジェノヴァの対立関係により、マルセイユが台頭してきてからのことであつた。⁽¹³⁾一一〇〇年に、ヴェネツィア人は、ロードスにおいてピサ人に勝利した後、ピサ人からギリシャ帝国との海上貿易を行わないという厳然たる誓約を得た。同時期に、ヴェネツィアは、ギリシャ皇帝から多

数の特権を確保した。それらのいくつかは条約によって獲得された。その他の特権は、明らかに、一方的に与えられた特権付与の形式により獲得された。それらは、ヴェネツィアにビザンティン帝国との海上貿易に関して重大な利点を与えた。⁽⁴⁴⁾

特権付与をなされたのと引換えに、イタリアの諸国は、条約の相手方に対して、海上での保護という利益を保障したが、それは、その時代にはきわめて魅力的であった。というのは、海賊行為、私的拿捕、慢性的に海戦が行われていたからである。たとえば、一二〇一年の条約により、モンペリエから得た数多くの特権付与と引換えに、ジェノヴァは、モンペリエ市民に対し、敵船を利用する場合を除いて、海上における人と貨物の保護と十分な保障を約束した。

しかしながら、一三世紀には、スペインとフランスの海洋都市が発展していく中で、イタリア諸国の海における独占的地位に影がさし始めた。皮肉にも、イタリア諸国の海上貿易がなお繁栄を誇っている一方で、その軍勢力が衰退し始めた一六世紀には、両者の立場は逆転していた。イタリアの商人は、いまや、より強力となった勢力に免除と保護を認められたが、それは、それまでイタリア諸国が他の国の船舶と商人に対して認めていたものであった。一五一

〇年、イギリスとフランスは、ヴェネツィア、フィレンツェおよびジェノヴァの商人が、自己または他の者に属する貨物を、自己または他の者の船舶でなんらの障害もなく自由に貿易すべきことに合意した。⁽⁴⁵⁾ このことが示しているのは、両国の交易上の利益が、なお、主にイタリアの諸国によってもたらされていたということである。

ひとえに私利私欲からくる経済的動機に突き動かされたためではあったとはいえ、イタリアの海洋国家の政策は、国際海商法の発展に有益な影響を及ぼした。航行の安全という利益は、イタリアのすべての都市に共通するものであったが、このことが、イタリアが、野蛮な難破船に対する権利を廃止する運動が生まれた国であることの説明となろう。難破してしまった人の財産を奪うことは、どこにおいても君主の権利と考えられ、あるいは少なくとも、寛大に扱われるべき慣行と考えられていたのであるが、イタリアにおいては、非常に早くに、それは不名誉な行為であり、法によって罰すべきものと考えられたのであった。⁽⁴⁶⁾ その廃止のための動きは、ベネヴェントの君主シカルドウスとナポリ市との間に結ばれた条約に遡るが、とくに一二世紀を過ぎてから活発になる。ヴェネツィアは、一一八一年の条例により、その領土における難破船に対する権利の廃止を

定めた。一二三四年にラヴェンナとの間に結ばれたものなどのいくつかの国際条約により、ヴェネツィアは、この権利が、外国にいるヴェネツィア市民に対して行使されることのないよう確保した。ローマとピサとの間では、この権利は、一一七四年に条約により廃止された。イタリア諸国と東方の君主との間のほとんどすべての条約において、条約当事国の市民に帰属する船が難破した場合、現地の領事が、難破した人、貨物、船舶の保護を行うべきとの合意がなされた。難破船に対する権利の禁止は、ピサとビザンティン皇帝、アレクシウス一世コムネヌスとの間の一一三三年の条約により確立された。ジェノヴァは、同様の取扱いをビザンティン皇帝、イマニユエル一世コムネヌスから、一一七〇年頃に締結された条約により獲得した。ヴェネツィアとイコニウムのスルトンとの間の一二二九年の条約では、難破の場合における両国の貨物と人の安全が保障された。教会も難破船に対する権利の廃止に貢献した。一二六八年には、クレメンテ四世が、アンジュ家のシャルルに難破したヴェネツィアの船舶から得た財産を返還するよう勧告する手紙を送っている。

海事に関する外国人との摩擦を防止することに、イタリアは至上の関心を払っていたが、このことはいくつかのイ

タリアの都市での海事領事 (consoli del mare) 制度の設立につながった。この海事領事は、特別な階級の司法官であり、貿易の調和を図り、統一的で正確かつ衡平な国際海事法を成立させるのに貢献した。ファン・フォレンホーフェン (Van Vollenhoven) は、以下のように指摘している。

この成功しかつ有望な革新の功績はピサのものである。外国との海上貿易を促進する目的から、また、その貿易が行われる状況に関することがらを管理するために、とくにそのような貿易を現地の海賊から保護する意図から、貿易業界において高い地位を占め、海事組合 (ordines maris) を組織する人々がいる。彼らの権威は、ある程度「海事領事」、すなわち、ある一定の特権を享受し、外国人商人と国際貿易について衡平な取扱いを保証する機能を有する人々に対して委ねられている。この領事というのは、ある意味では、商人が自らの問題を持ち込むことができる貿易の保護者であり、またある意味では、慣習海事法の範囲内のあらゆる紛争において判決を下す資格を有する、まことに字義どおりの司法官であって、その当時、世界のその地域では、「領事」という称号は、まさにある種の名声に浴する現地での権威を意味したのである。⁽¹⁷⁾

ピサの海事組合領事 (*consoli dell'arte del mare*) の他にも、フィレンツェには商事領事 (*consoli del commercio*)、ジェノヴァでは海事領事 (*consoli del mare*)、そしてヴェネツィアでは外国人係司法官 (*magistratura degli stranieri*) がおり、ほぼ同じ職務を果たしていた。類似の制度は、トゥラーニやアマルフィのようなイタリア南部の諸都市においても存在していた。これら司法官の海事に関する当初のイタリア南部の諸都市においても存在していた。これら司法官の海事に関する当初の管轄権は次第に拡大され、外国人が関わるすべての事項を含むに至った。こうした役人は、近代における領事と同じものではなかったという点を指摘せねばならない。近代における領事は、国により任命される役人であり、自分を任命した国と派遣先の国との間の国際的合意に従い、その派遣国において一定の職務を遂行する。一方、イタリア諸都市の海事領事は、現地当局により任命される役人であり、外国人の利益に影響する事項を処理した。彼等は、現地の法に従って任命されたのであって、国際的なルールに従ったのではなく、また、国際的な統制に服しているのでもなかった。⁽⁴⁸⁾ いわゆる防衛者にして保護官 (*defensores et protectores*) と呼ばれ、あるいは、ときに、接受領事 (*consules hospi-*

tes) とも呼ばれることがある人々も、現代の領事とは異なり、その職務は古典時代の斡旋人 (*proxenoi*) のそれに似たものであった。彼等は有力な市民であり、ピサやジェノヴァといったイタリアのいくつかの都市において、マルセイユやバルセロナといった所定の外国の都市の市民に保護を与え、現地で生じた外国人の問題に手を貸し、ときとして、外国人の保護者として行動し、またしばしば自宅において外国人をもてなすこともあった。⁽⁴⁹⁾

イタリアの諸都市は、ルネサンス初期に地中海の航行を統制した、国際的規則の体系の形成に価値のある貢献をした。中世の終わり頃に、多くのイタリア都市において、海事法の編纂が行われた。これらの編纂された法典は、部分的にはローマの伝統に由来するが、中世的な概念も浸透した慣習によりその当時まで規制されてきた問題を規律した。こうした法典編纂の中でも、ヴェネツィアとジェノヴァの法律がよく知られているが、コンソラート・デル・マール (*Consolato del mare*) の原型と考えられているピサの海事会令 (*Breve curiae maris*) (一二九八年と一三〇五年)、カリアリ港湾令 (*Breve portus Kallartani*) (カリアリ、一三一八年)、アマルフィのカピトゥーラ (*Capitula*) (一三世紀終り)、メッシーナ、カターニア、

パレルモの諸法典、トゥラーニ、アンコーナ、ラグーザの法令(ordinances)も同様である。⁽⁵⁰⁾これらの法典は、国内法規則を編纂したものであり、それが制定された国においてのみ有効であった。しかしながら、こうした多くの法典の適用範囲は、それを制定した国の境界を越えて広がっていた。それは、ひとつには、これらの法典が時々、地中海の広大な地域にわたってすでに遵守されていた規則を編纂化したためであり、また、もうひとつには、こうした規則が、その本来そなわっている長所の結果として他の国々にも受け入れられるようになったからであった。このようにして、すべての地中海諸国、あるいは少なくともキリスト教を信仰する国々において適用される統一的な海事法が存在することとなった。そして、バルセロナ、マルセイユ、ジェノヴァ、ピサ、ヴェネツィアにおいて、状況はだいたい似通ったものであった。地中海におけるこの統一海事法のもっとも価値ある業績は、コンソラート・デル・マールである。世に知られたこの法律の最古の版は、元々、バルセロナにおいてカタロニア語で編纂され、その後、他の言語へと翻訳されたと考えられている。しかしながら、コンソラートの最古の収集が、どこで初めて刊行されようと、それはあまり問題ではない。コンソラートの最初の編

纂者が、すでに地中海において効力を有しており、主要な海洋都市において、海事領事が適用していた一連の規則を収集したにすぎないことは疑いのないことであって、このコンソラートという名の由来も、海事領事(コンソリ・デル・マール)に由来するからである。注目すべき重要な点は、コンソラート・デル・マールの規則の大部分は、まさにその名称でさえ、イタリアに起源を有するということがある。この規則は、地中海の海上交通に覇権を獲得していた時期に、イタリア諸都市が地中海地域に課していたものなのである。⁽⁵¹⁾コンソラート・デル・マールの規則そのものに限って見るならば、それは国内法である。すなわち、それは、地中海の様々な国において制定された国内法の一部なのである。実際、コンソラート・デル・マールが適用されたのは、船主、傭船主、船員、商人といった民間人の関係であり、国家間の関係ではなかった。これらの規則を適用したのは海洋都市の国内裁判所であり、国際法廷ではなかった。しかしながら、外国人の待遇や外国法令の承認に関するイタリア諸都市の法律についてすでに述べてきたことが、コンソラート・デル・マールやこの当時のイタリアの海洋都市のその他の法典についてもいえるのである。コンソラートや他の法典は国内法ではあったが、様々な国家

がこれを制定し適用したのは、それを制定し尊重することが国際法の規則により要求されているのだという確信があったためであった。トリール (Trier) の表現を用いると、これらの海事法の規則は国内法ではあったが、その制定は、国際的に、国家に課されていた。したがって、地中海諸国家は、諸法典やコンソラート・デル・マール⁵²の規則の上位に、海事法を立法するにあたって守らなければならない国際法の原理や規則といったものの存在を認めたのである。コンソラートの諸規則はこれらの国際的規則の適用であり、そうして、国家間関係、とくに戦時禁制品、拿捕、中立といったことがらについても直接適用がなされるようになった。たとえば、国家は、中立国の国民、あるいは敵貨を運ぶ中立船に対して、コンソラートの規則を適用する権利を国際的に認められていた。こうした規則が適用された場合、上記の国民や船舶が帰属する国は、抗議する権利を有していなかった。それどころか、こうした規則の違反があった場合には、なんらかの賠償の請求をなし得たのであった。数世紀にわたり、コンソラート・デル・マールの規則が、地中海においてほとんど常に遵守されていたというのは真実である。以上のことから、地中海の国際海事法という注目すべき一連の規則が存在し、その起源は、

疑う余地もなく、大部分イタリアにある、ということが認められよう。

- (1) Ercole, *Dal comune al principato*, p. 209 参照。
- (2) Ibid., p. 249 参照。
- (3) その時代のイタリア諸国家における外国人の法的地位に関しては、Morpurgo, "Sulla condizione giuridica dei forestieri in Italia nei secoli di mezzo," 8-9 *Archivio giuridico* 248-89, 255-88 参照。
- (4) イタリアの都市国家における市民権取得の方法、取得の法的効果、ならびに、二重市民権に起因する法的問題に関しては、Bonolis, "La concessione di cittadinanza e i suoi effetti," in *Questioni di diritto internazionale in alcuni consigli inediti di Baldo degli Ubaldi*, pp. 7-63 参照。イタリア諸国家の法律では、外国人を様々なカテゴリーに分類し、それぞれについて異なった権利が認められた。市民についても同様であった。市民権を付与する場合に、イタリア諸国家は、市民の息子である者は、出生地のいかんを問わず、市民であるとする血統主義 (*jus sanguinis*) に従うことが多かった。Caellani, *Il diritto internazionale privato e i suoi recenti progressi*, I, 282; Saredo, *Saggio sulla storia del diritto internazionale privato*, p. 80 参照。

- (5) この時代のヨーロッパのほとんど全域における国境の不明確については、P. de Lapradelle, *La Frontière*, pp. 13-14, 19-20, 24-26 及び Vollenhoven, *The Law of Peace*, p. 39 参照。
- (6) ホローニヤの二二四五—二二六七年の条例は、市長は司法官 (procurator) を伴い、少なくとも一年に一度は、ホローニヤとモデナの国境を訪れて、必要な修復の指示を行わなければならないと定めた。
- (7) 一五〇〇年にヴェネツィアが、フランスの政治的圧力によって、ヴェネツィア共和国の領域にミラノからの政治的亡命を求めていたアスカニオ・スフォルツァ枢機卿を引き渡さなければならなかったとき、イタリアでは、その新奇きゆえに大評判になった。
- (8) イタリアの諸都市における和平条約と同盟条約に関しては、Muratori, "De Civitatum italicarum foederibus ac pactibus, dissertatio quadragesima," in *Antiquitates italicae medi aevi*, IV, 337 ff. が、なお有益である。
- (9) Rapisardi Mirabelli, *Storia dei trattati*, p. 128; Arias, *I trattati commerciali della repubblica fiorentina* 参照。
- (10) さらに詳細な情報については、Schaube, *Handelsgeschichte der lateinischen Völker* 参照。
- (11) この条約の原文は、F. Rey, II Rev. gén. dr. int. publ. (1904) 192-199 により出版されている。
- (12) Neumeyer, *Die gemeinrechtliche Entwicklung*, II, 54 参照。また、Kohler, "Beiträge zum internationalen Strafrecht," 4 Zeitschrift für internationales Recht (1894) 225-238 and 5, (1895) 232-249 を参照。この問題についての国際的な協定がない場合には、犯罪人引き渡しはイタリア諸国家間においては認められていなかったようにある。Bartolus, in *Legge D. 47, 12, 9 (lege sepulchri violati) n. 3*: "Consuetudinem Italiae secundum quam remissio non fit." 参照。また、cf. Bartolus in *Legge D. 1, 18, 3 (lege praeses provinciae)*。
- (13) Kohler, *Internationales Strafrecht*, p. 150 の条文参照。
- (14) 他の様々な例については、Neumeyer, *Die gemeinrechtliche Entwicklung*, II, 54; Meili, *Die hauptsächlichsten Entwicklungsperioden des internationalen Strafrechts*; Cybichowski, "La compétence des tribunaux à raison d'infractions commises hors du territoire," 12 Rec. des cours (1926) 272 参照。
- (15) Meili, *Die geschichtliche Entwicklung des internationalen Konkursrechts* 参照。
- (16) イタリアにおける外国人財産の国庫帰属法については、Saredo, *Saggio sulla storia del diritto internazionale*

privato, p. 137 ㏽ Fusinato, "Albinaggio," in *Digesto italiano*, VII, 630 ff. 参照。

- (17) Rapisardi Mirabelli, *Storia dei trattati*, p. 129 によれば、条約当事国の市民間における紛争の場合に従うべき特別手続を定める、イタリアでもっとも古い条約の一つは、一九一一年一〇月二六日に、ヴェネツィアとフェラーラとの間で締結されたものである。その二年後、同様の目的をもつ条約が、ヴェネツィアとヴェローナの間で締結された。フィレンツェとシエナの間の一二四五年の条約は、フィレンツェ人とシエナ人の間の債務に関する争いの場合に従うべき手続を詳細に規定し、この二国家におけるこれらの問題について、いずれの裁判官が裁判管轄権を有するかを定めた。

- (18) Woolf, *Bartolus of Sassoferrato*, pp. 198 ff. 参照。
また Elbe, "Evolution of the Concept of the Just War in International Law," 33 Am. Int. L. (1939) 670 ff. ㏽ Nys, *Le droit international*, I, 229 ff. ㏽ 参照。
(19) 常駐公使派遣の起源に關しては Nys, "Les Commencements de la diplomatie et le droit d'ambassade jusqu'à Grotius," 15 Rev. dr. int. et lég. comp. (1883) 577 ff.; Krauske, "Die Entwicklung der ständigen Diplomatie vom fünfzehnten Jahrhundert bis zu den Beschlüssen von 1815," 5 Staats- und Sozialwissenschaft-

liche Forschungen (1885) No. 3; Schaub, "Zur Entstehungsgeschichte der ständigen Gesandtschaften," 10 *Mitteilungen der Institutes für österreichische Geschichtsforschung*; Mowat, *A History of European Diplomacy* 参照。ルネサンス期のイタリア外交に關しては Reumont, *Della diplomazia italiana dal secolo XIII* 参照。

- (20) 常駐ローマ教皇大使 (permanent nuncios) の起源に關しては Pieper, *Zur Entstehungsgeschichte der ständigen Nuntiatoren*; Nys, "Le droit international et la papauté," 10 Rev. dr. int. et lég. comp. (1878) 501-538; Nys, "La Papauté et le droit international," 37 Rev. dr. int. et lég. comp. (1905) 150-180 参照。

- (21) Anzilotti, *Corso di diritto internazionale*, 3d ed., p. 239 参照。
(22) Cappello, "Les Consuls et les bailages de la République de Venise," 29 Rev. dr. int. et lég. comp. (1897) 152-167 参照。

- (23) 宗教改革後、使節団において宗教的行事を行うプロテスタントの大使の権利が、イタリアにおいて認められた。一六〇七年に、ヴェネツィアでは、ローマ教皇の使節 (papal nuncio) が、イギリス大使館でヴェネチア国民が出席するプロテスタントの儀式が開かれることに不平を言

ってきたが、統領は、諸君主の外交使節の業務に干渉するのは適切でなく、干渉することは、ユス・ゲンティウム違反を構成することになるだろうと答えた。外交官の特権免除の問題におけるヴェネツィアの実行に関しては、Adair, *The Extraterritoriality of Ambassadors in the Sixteenth and Seventeenth Centuries* 参照。

(24) しかしながら、Walker, *A History of the Law of Nations*, p.176 によつて想起されるように、「ミラノ公スフォルツァは、一五三三年に、フランス外交使節である Merveille を決闘のためにおびき出して、その敵対者を殺させた後、彼を裁き、打ち首にした。ミラノ公のために与えられた弁明は、Merveille がたんにスパイであるという事実を根拠とするものであったが、後世の人々は、これを不十分なものと考えた。」

(25) これらの報告集に関しては、Alberi, ed., *Relazioni degli ambasciatori veneti al senato* 参照。

(26) 外交任務に関する一五世紀のフィレンツェの規則集に關しては、Mauclde de la Clavière, *La diplomatie au temps de Machiavel*, III, 411-436 参照。

(27) イタリアの海洋都市と東方諸国の間の条約については、Schaube, *Handelsgeschichte der lateinischen Völker des Mittelmeergebets bis zum Ende der Kreuzzüge*; Depping, *Histoire du commerce entre le Levant et*

l'Europe; Mas Latrie, *Traité de paix et de commerce et documents divers concernant les relations des Chrétiens avec les Arabes*; Miltitz, *Manuel des consuls*; Heyd, *Histoire du commerce du Levant au moyen âge* 参照。

(28) 上の合意の英訳は、Ravndal, *The Origin of the Capitulations and of the Consular Jurisdiction*, p. 92 に掲載されている。

(29) “Item quod nullus Pisanus in portibus terrarum dicti regis audeat vel presumat dampnum inferre, quoniam tunc per omnibus consul sive consules Pisanorum puniretur sive punirentur.”

(30) イタリア都市の中には保護領を有しているものもあった。一四四七年に、ヴェネツィアは、ポリツァのダルマチア共和国に対する保護権を奪い取り、これが一七九七年のヴェネツィア共和国の終焉まで続いた。同様の保護関係は、一五七一年から一七九七年の間に、ヴェネツィアとラグーサのダルマチア共和国の間で存続した。

(31) 領事館の歴史的発達については、ニルティッツ、コンツッチ、そしてフェラーラが引用する著作のほかに、Genois, *Histoire de la juridiction consulaire*; F. F. Martens, *Das Konsularwesen und die Konsularjurisdiction im Orient*; Salles, *L'institution des consulats, son ori*

gine, son développement su moyen-âge, chez les différents peuples; Ravndal, *The Origin of the Capitulations and of the Consular Jurisdiction* 参照。

(32) フィレンツェ・アンコーナ、シチリアの多くの都市は領事を置いていた。シチリアの領事については、Besta and Fedozzi, "I consolati di Sicilia all'estero e i consolati esteri in Sicilia sino al secolo XIX^o," 2 *Zeitschrift für Völkerrecht* (1908) 119-140 参照。

(33) 彼らはときに、原住民が外国人と考える非市民に対して、外交的保護を付与する権利を有していた。たとえば、ヴェネツィア領事は、東方の多数の国々において、ユダヤ人に保護を与えていた。

(34) ヴェネツィアはギリシャとアルバニアに植民地を持っており、そこでは直接統治をしていた。ピサとジェノヴァは、コルシカに封土と臣下を有していた。

(35) 植民地会社については、Heyd, *Le compagnie coloniali degli Italiani in Oriente nel Medio Evo*; Fedozzi, "Le compagnie coloniali e la politica coloniale italiana," 24 *Rivista Italiana per le scienze giuridiche* (1897) 1 ff.; Ebner, "Compagnie coloniali," in *Nuovo digesto italiano*, III, 411 ff.; Bonolis, *Sulle maone genovesi e una maona fiorentina* 参照。サン・ジヨルジヨ銀行については、Marenco, Manfroni and Pessagno, *Il*

Banco di San Giorgio 参照。

(36) Jessup and Deák, *Neutrality, Its History, Economics and Law*, I, 7-8.

(37) Ravndal, *The Origin of the Capitulations and of the Consular Jurisdiction*, pp. 33-35.

(38) ノルマン人による侵入の影響から、シチリアは領水を視界の範囲に限定するという北欧の基準に従っていた。この基準は、つい一七四〇年四月七日の、シチリア王国とオスマン帝国の間の条約に採用されていた。この条約では、両当事国のどちらも、もし相手方当事国の船舶が海岸を認識できるほど十分に近くにいる場合には、その船がその国の海岸近くで追跡されたり、危害を加えられるのを容認しないということの規定していた。同様に、一七七八—一七七九年のトスカナとヴェネツィアによって公布された中立宣言において、視界の範囲は、港を出港した外国船舶が、入港してくる船舶を攻撃することを認められる限界とされ、一方、大砲の射程が、通常の敵対行為に関する「より一般的な限界」となった。

(39) Bonolis, *Il diritto medioevale marittimo dell'Adriatico*, p. 44 以下 Gidel, *Le Droit international public de la mer*, I, 131 参照。ヴェネツィアのアドリア海における海上支配の起源については、Lenel, *Die Entstehung der Vorherrschafts Venetiens an der Adria* 参照。

- (40) Raestad, *La Mer territoriale*, p. 21 によれば、ヴィルフランシュの権利は、一六三三年のフランスとピエモンテの間の協定により、一七世紀に廃止された。しかしながら、そのような利用税は後まで徴収された。Miltitz, *Manuel des consuls*, II, 2, 154 は、フランスの船舶に対するそのような権利の制限を定めている。一七五三年二月一日のフランスとサルディーニアの条約を引用している。サルディーニアは、同様の協定を、一七五四年一〇月一七日に大英帝国と、一七八五年一月三〇日—二月四日にデンマークと、一七九一年八月六日にスペインと締結している。一七八七年においては、ヴィルフランシュの権利の行使が、サルディーニアとヘネルクス三国との間に紛争を生じさせたが、この問題は、一八世紀の間、完全に解決されたようではなかった。Cf. Martens, *Cours diplomatique*, III, 336.
- (41) Valery, "La Pape Alexandre III et la liberté des mers," 14 Rev. gén. dr. int. pub. (1907) 240 ff.
- (42) ジェノヴァとナルボンヌとの間の条約について、Kohler, "Handelsverträge zwischen Genua und Narnone im 12. und 13. Jahrhundert," in *Juristische Gesellschaft, Festgabe für dr. R. Koch*, pp. 275 ff. 参照。
- (43) ジェノヴァの通商と航海についての条約に関するものについて、Schaube, *Handelsgeschichte der lateinischen Völker des Mittelmeergebiets bis zum Ende der Kreuzzüge* 参照。
- (44) 国際条約は、ときに、十字軍の輸送に関して締結されたが、それにより、イタリア諸都市は莫大な利益を得た。フランスのフィリップ・アウグストスとジェノヴァの一七八九年の条約は、ある一定の金額の支払いに対する、従者馬、食料を含むフィリップ・アウグストスの聖地への輸送に関するジェノヴァの義務を列挙している。同国王はまた、支配することになるすべての地域における通商上の免税と他の利益をジェノヴァ人に保証した。ルイ九世はその軍隊の聖地への輸送について、一二六八年にヴェネツィアと条約を締結した。
- (45) Jessup and Deak, *Neutrality* I, 127 参照。また pp. 31, 59-60 を参照。
- (46) Catellani, *Il diritto internazionale privato e i suoi recenti progressi*, I, 297 ff. 参照。
- (47) *The Law of Peace*, p. 7.
- (48) Contuzzi, *Trattato teorico—pratico di diritto consolare e diplomatico*, I, 23 及び Ferrara, *Manuale di diritto consolare*, p. 9.
- (49) Schaube, "La Proxenie au moyen âge," 28 Rev. dr. int. et lég. comp. (1896) 524 ff.
- (50) この語彙 (compact) については Solmi, *Storia del*

diritto italiano, p. 189 参照。

(51) サルディーニアの法律家アズーニ (Azuni) (彼について、後に詳しく述べることになる) は、その *Sistema universale dei principi del diritto marittimo dell'Europa* 及び *Origine et progrès du droit de la législation maritime* において、コンソラート・デル・マール^レの起源をピサ人に帰している。アズーニの説は Shaube, *Das Konsulat des Meeres in Pisa* によつて認められた。コンソラート・デル・マールについてのもっとも重要なイタリア人の意見は、商法の著名な専門家である G. M. Casaregis (1678-1737) のもので、これは 'O. Sciolia, Turin, 1911 によりリプリントされてゐる。

(52) Nys, *Les Origines du droit international* に於て、フランスは、敵船の友好貨物は没収してはならないと規定するコンソラート・デル・マール^レの規則に組織的に違反した、一六世紀における最初の地中海の強国であつた。